

経済財政運営と改革の基本方針 2015について

平成 27 年 6 月 30 日
閣 議 決 定

経済財政運営と改革の基本方針 2015 を別紙のとおり定める。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2015

～経済再生なくして財政健全化なし～

平成 27 年 6 月 30 日

経済財政運営と改革の基本方針 2015 (目次)

第1章 現下の日本経済の課題と基本的方向性 ————— 1

1. 日本経済の現状と課題
 - [1] 経済財政の現状
 - [2] 今後の課題
2. 新たなステージへ移りつつある東日本大震災からの復興

第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 ————— 6

1. 我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革
 - [1] 「稼ぐ力」の強化に向けた事業環境の整備と成長市場の創造
 - [2] 海外の成長市場との連携強化
 - [3] イノベーション・ナショナルシステムの実現、ＩＴ・ロボットによる産業構造改革
2. 女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮
 - [1] 女性、若者など多様な人材力の発揮
 - [2] 結婚・出産・子育て支援等
 - [3] 教育再生と文化芸術・スポーツの振興
3. まち・ひと・しごとの創生と地域の好循環を支える地域の活性化
 - [1] まち・ひと・しごとの創生
 - [2] 地域の活性化
 - [3] 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた取組
4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保
 - [1] 外交、安全保障・防衛等
 - [2] 国土強靭化、防災・減災等
 - [3]暮らしの安全・安心（治安、消費者行政等）
 - [4] 地球環境への貢献

第3章 「経済・財政一体改革」の取組—「経済・財政再生計画」 ————— 21

1. 経済財政の現状と課題
2. 計画の基本的考え方

3. 目標とその達成シナリオ、改革工程
4. 岁出改革等の考え方・アプローチ
 - [I] 公的サービスの産業化
 - [II] インセンティブ改革
 - [III] 公共サービスのイノベーション
5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題
 - [1] 社会保障
 - [2] 社会資本整備等
 - [3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等
 - [4] 文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等
 - [5] 岁入改革、資産・債務の圧縮

第4章 平成28年度予算編成に向けた基本的考え方————— 43

1. 経済財政運営の考え方
 - [1] 経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方
 - [2] 中長期的な経済財政の展望を踏まえた取組
2. 平成28年度予算編成の基本的考え方

第1章 現下の日本経済の課題と基本的方向性

1. 日本経済の現状と課題

[1] 経済財政の現状

(1) アベノミクスのこれまでの成果

安倍内閣は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」からなる経済政策（「アベノミクス」）を一体的に推進してきた。この「三本の矢」の取組によって、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」は双方ともに大きく前進してきた。

我が国経済はマクロ面からみてもミクロ面からみても、1990年代初頭のバブル崩壊後、およそ四半世紀ぶりの良好な状況を達成しつつある。GDPは安倍政権発足前の平成24年10—12月期から平成27年1—3月期までに、実質で約12兆円、名目では約27兆円増加した。実質成長率は平成25年度の2.1%の後、平成26年度は消費税率引上げの影響等から、マイナス0.9%となったが、今後については、堅調な成長が予想されている。消費者物価上昇率は石油価格下落の影響で上昇が鈍化しているが、この影響は今後剥落していくと想定される。また、日本で生産される財・サービス全体の価格を表すGDPデフレーター（消費税率引上げの影響を除く。）は22年ぶりに明確なプラスとなった。また、企業収益は顕著に改善し、上場株式の市場評価額は1989年以来25年ぶりに過去最高を更新した。さらに、雇用については有効求人倍率が23年ぶりの高水準、昨年の春闘での賃上げは平均2%以上のアップと過去15年で最高となり、本年は昨年を上回って推移している。失業率は3.3%と18年ぶりの最低水準、新卒予定者の内定率は大卒で7年ぶり、高卒で23年ぶりに高い水準となった。

さらに、足下では、景気回復が雇用の増加や賃金上昇につながり、それが消費や投資の増加に結び付くという経済の「好循環」が着実に回り始めている。地方経済については、消費の回復には地域ごとにばらつきがみられるものの、安倍内閣発足以降、有効求人倍率が全ての地域で上昇し、また、ベースアップを実施する企業は地方でも増加しているなど、雇用・所得面での改善が波及しつつある。

経常収支は、我が国経済の構造変化、新興国の需要減速等に加え、エネルギー価格の上昇や為替変動による輸入物価上昇の影響等により、黒字幅が急速に縮小し、平成26年4月の消費税率引上げに係る輸入増加等を背景に一時的に赤字に転じたが、同年秋以降、エネルギー価格下落の影響や訪日外客数の増加、対外資産からの収益の増加等により、黒字幅が拡大している。

また、バブル崩壊後、長きにわたり経済の活力を殺いできた銀行等金融機関の不良債権や企業の「3つの過剰」（過剰債務、過剰設備、過剰雇用）もリーマンショックの影響を乗り越え、全体としてみれば、近年、ほぼ解消されている。

こうしたマクロ、ミクロ両面の改善を受け、財政状況も改善してきた。税収は国の一

般会計でみて平成 24 年度の 42.3 兆円から、平成 27 年度には 54.5 兆円と 12.2 兆円（当初予算ベース。消費税率引上げによる增收を除いても 5.9 兆円。）の増加が見込まれる。また、国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス。以下「PB」という。）赤字対 GDP 比は、アベノミクスの下での税収増、消費税率の 8%への引上げ、さらには歳出効率化の取組等を反映して、平成 27 年度には 5 年前に比べ半減（▲6.6%→▲3.3%）が見込まれる。

（2）消費税率引上げの影響と再引上げの延期

平成 26 年度の実質 GDP 成長率は、個人消費等に弱さがみられ、0.9%のマイナスとなった。この背景には、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、輸入物価の上昇、さらには、企業経営者等にデフレマインドがなお残る中で、結果的に賃金上昇率が消費税率引上げを含めた物価上昇率を下回り、実質総雇用者所得を抑えたこと等があると考えられる。デフレマインドが残る中、これらの要因が経済に下押し圧力をもたらした。

こうした状況の下、デフレからの脱却と経済の好循環をより確かなものとするため、消費税率の 10%への引上げ時期を平成 27 年 10 月から平成 29 年 4 月に延期することとした。加えて、個人消費を喚起し、地方にアベノミクスの成果を広く行き渡らせるため、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」¹を策定し、それを具体化する平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算の着実な実行に努めている²。

[2] 今後の課題

（1）経済再生に向けた取組

我が国経済の再生に向けて、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環の拡大を図ることにより、民間の経済活動をより活性化し、中長期的に持続する成長メカニズムを構築することが求められる。以下に述べる取組を進め、あらゆる面からの努力を傾注し、我が国の潜在的な成長力を高めていく必要がある。

これらの取組により、中長期的に、実質 GDP 成長率 2%程度、名目 GDP 成長率 3% 程度を上回る経済成長の実現を目指す。また、競争力のある財やサービスの創出等による交易条件の改善を通じて、我が国の実質的な豊かさを示す実質国民総所得（実質 GNI）を高めていく。

こうした成果を実現するためには、政府はもとより、広く国民、企業、自治体等が自ら意欲を持って改革に参画することが不可欠である。我が国経済の置かれている状況について危機意識を国民全体で共有しながら、民間はデフレマインドから脱却し、積極的に自らの競争力、成長力を高める一方、政府は公共サービス分野への企業等の参画拡大、

¹ 「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）

² プレミアム付商品券等の発行支援等により地域の消費を喚起するとともに、地域の実情に応じた地方の取組を支援するための「地域住民生活等緊急支援のための交付金」については、予算額のほぼ全てを年度内に交付決定した。

国民や関係者の意欲を喚起することによる公共サービスの無駄排除・質向上等の改革に取り組む。

また、アベノミクスや「経済・財政一体改革」をはじめとする政府の取組についての国民の理解や世界への発信強化のため、内閣の基本方針について一層の理解を得るよう、内外広報の積極的かつ効果的な展開を図る。

① 経済の好循環の拡大

民間の経済活動の活性化のためには、改善した企業収益を賃上げや投資に結び付け、それが更なる消費や投資の拡大に結び付く経済の好循環を、中小企業や地方を含め更に拡大・深化させなければならない。実質総雇用者所得が上昇することが重要であり、政労使合意³や決定⁴に沿って、政府・経済界・労働界の取組を促進していく。

② 潜在的な成長力の強化

我が国の潜在的な成長力を高めていくためには、生産性の向上をはじめ、供給面での取組の強化や、新たな市場の開拓を通じた需要の獲得等にしっかりと取り組む必要がある。生産性の飛躍的な向上に向けては、省力化投資やIT投資等を喚起しつつ、人的資本強化のための投資や研究開発投資などの知識資本投資の拡大等により新しい発想や工夫を生み出し、絶え間なくイノベーション（創意工夫による新たな価値の創造）を起こしていくことが鍵となる。成長志向の法人税改革、規制改革、対日直接投資の拡大、国際金融センターとしての資金供給力をはじめとする機能の強化等により、ビジネス環境を抜本的に改善し、ヒト、モノ、カネ、情報の交流の結節点となることで更なるイノベーションを生み出していく。労働供給の面では、「人口急減・超高齢化」への流れに歯止めをかけるとともに、働き方の選択肢を充実し、長時間労働を削減するなど働きたい人が働きやすい環境を整えることで、女性・若者・高齢者等の労働参加率を高めていく。また、国内外の新たな市場を開拓し、潜在的な需要を獲得するため、健康産業、観光、農林水産業、エネルギー等の成長産業化、ロボットや人工知能、ビッグデータやオープンデータの活用等の取組の加速や、経済連携の強化等を通じたグローバル化への積極的な対応等に取り組んでいく。

③ まち・ひと・しごとの創生

人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯止めをかけ、好循環を確立するために、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」⁵に沿って、各地域において「稼ぐ力」、「地域の総合力」、「民の知見」を引き出し、地方創生を深化させていく。

³ 「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」（平成 26 年 12 月 16 日経済の好循環実現に向けた政労使会議合意）

⁴ 「価格転嫁や支援・協力についての取組策およびサービス業の生産性向上に向けた取組策」（平成 27 年 4 月 2 日経済の好循環実現に向けた政労使会議決定）

⁵ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）

（2）経済再生と財政健全化とともに達成する計画の策定

我が国の財政状況は、債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれるなど、引き続き極めて厳しい状況にあり、経済再生とともに財政健全化を達成することは、我が国的重要課題である。平成27年度のPB赤字対GDP比が5年前から半減することが見込まれる中、更に2020年度（平成32年度）の財政健全化目標の確実な達成に向けて具体的な計画を策定する必要がある。このため、本基本方針の第3章において、経済と財政双方の一体的な再生を目指す「経済・財政再生計画」を定める。

2. 新たなステージへ移りつつある東日本大震災からの復興

（1）復興の現状と課題

5年間の集中復興期間の最終年度を迎える中、特に地震・津波被災地域において住まいの再建が本格化し、原子力災害被災地域でも復旧が進み、帰還に向けた動きが見えてくるなど、復興は新たなステージへと移りつつある。

こうした中、地震・津波被災地においては、復興期間10年以内での一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、現在の取組を着実に進め、必要な支援を確実に実施することを基本とする。また、原子力災害被災地域においては、復旧から本格復興・再生の段階に向けて、国が責任をもって引き続き取り組む。このため、平成28年度以降5年間の「復興・創生期間」における事業規模を見込み、財政健全化の取組との整合性にも留意しつつ、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」⁶に基づき、平成32年度までの復興期間において必要な財源を確保する。

また、復興のステージの進展に応じて生じる課題に対して的確に対応し、事業完了後の被災地の社会経済の姿を見据えて、被災地の「自立」につながる復興支援としていく必要がある。復興の新たなステージにおいて、日本の再生と成長を牽引し、地方創生のモデルとなることを目指す。

（2）復興事業・予算

復興事業・予算の在り方については、復興のステージの進展に応じて、事業メニュー、対象地域や終期の設定など不断の見直しを行い、費用対効果や効率性を精査しつつ、被災地の復興に真に資するものとしていく必要がある。また、復興に資する事業でも、全国共通の課題への対応との性格を併せ持つ事業について、被災自治体の財政状況に十分配慮した上で被災自治体においても一定の負担を行うものとする。

（3）原子力災害からの復興・再生

⁶「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成27年6月30日閣議決定）

原子力災害からの復興・再生については、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂⁷等⁸を踏まえて対応する。廃炉・汚染水対策及び中長期的な廃炉に向けた研究開発や人材育成を着実に進めるとともに、除染、中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入の推進、放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に進める。風評被害対策を着実に実施する。避難指示解除の推進とともに、復興再生拠点の整備など住民の帰還促進等に向けた取組を加速する。また、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を拡充する。避難指示等の出た 12 市町村の将来像を、福島イノベーション・コースト構想⁹についての検討等も踏まえつつ、中長期的かつ広域的な観点から取りまとめる。同構想等における廃炉研究開発、ロボット研究・実証、国際産学連携等の拠点について、広域的視点、持続可能性、避難指示解除時期との関係などに配慮しつつ、早期の整備・立地を進めるよう、関係者との調整も含め、必要な取組を進める。

⁷ 「『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』改訂」（平成 27 年 6 月 12 日閣議決定）

⁸ 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号）等

⁹ 「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想」（平成 26 年 6 月 23 日福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会）

第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

我が国経済はおよそ四半世紀ぶりの良好な状況を達成しつつある。この好機を逃すことなく、成長戦略を拡充・加速するとともに¹⁰、経済再生に寄与する「歳出改革」、「歳入改革」を推進することを通じて、公共サービス分野を「成長の新たなエンジン」に育てること等により、イノベーションや企業の新陳代謝の活発化、労働移動の円滑化、女性の活躍等の実現を通じて、我が国経済の潜在成長力を2%程度を上回る成長に向けて高めていく。さらに、産業構造の高度化、高付加価値化等を通じた交易条件の持続的な改善により、国民の実質所得の増加を支え、更なる需要の拡大を通じて成長力を一層押し上げていく。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）等¹¹は、日本全体の祭典であるとともに、世界に日本を発信する最高のチャンスとして、我が国が活力を取り戻す弾みとなるものであり、その開催に向け、政府一丸となって取り組む。

以下のような取組を進めることにより、我が国経済を新しい成長軌道に乗せていく。

1. 我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革

[1] 「稼ぐ力」の強化に向けた事業環境の整備と成長市場の創造 (経済構造の高度化、高付加価値化の促進と交易条件の改善の持続)

今後、労働需給は更にタイト化し、GDPギャップが急速になくなるとともに、デフレからの脱却が実現していくことが予想される。こうした状況は、個人にとっては成長分野や待遇のより良い仕事に移動する、企業にとっては新陳代謝を進めて高収益を実現する好機である。良好なマクロ経済環境を持続するとともに、労働移動の円滑化や企業の新陳代謝の取組を強化する。これにより、就業者の所得と企業の収益の増加を促進する。さらに、取締役会による経営監督の実効性を高めるようコーポレートガバナンス体制を強化するとともに、投資家への効果的かつ効率的な情報開示と電子化の促進や、IFRS（国際会計基準）任意適用企業の拡大促進を図る。

また、昨年末以降、石油価格の下落等により、日本の交易条件は改善し、日本の実質所得の大幅な増加に寄与している（平成27年1－3月期は、交易利得の増加により、実質国民総所得は1.1%程度押し上げられた。）。今後とも、上記の取組を通じて、新興国と競合し、価格引下げ競争に直面している分野等から、我が国が競争力を持ち、価格競争力の強い成長産業に雇用、投資などの資源の移動を進めること、また、日本が輸入する資源・エネルギーの価格を安定させるため、自主開発を含め調達先を多様化し、価格交渉力を高めていくこと等により、交易条件の改善を持続させる。

¹⁰ 『日本再興戦略』改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）

¹¹ 2019年に開催される「ラグビーワールドカップ2019」を含む。

(サービス業の生産性向上)

労働力不足の克服が今後のアベノミクスの最大課題の一つである。中でも、雇用、GDPの7割超を占め、生産性向上の潜在可能性が高いサービス業において、「サービス生産性革命」を推進する。このオールジャパンの国民運動の母体として官民で設立した、サービス業の生産性向上協議会において、小売業、飲食業、宿泊業、介護、道路貨物運送業の5分野で、製造業の「カイゼン活動」のサービス業への応用や、IT・ビッグデータ・設備の活用といった取組を推進する。これにより、若者などの働き手にとっても魅力ある産業とする。

また、「サービス産業チャレンジプログラム」¹²を着実に推進し、「日本サービス大賞」等によるベストプラクティス普及を図るなど、中小事業者も含めたサービス業の附加価値向上等を進める。

(中小企業・小規模事業者への対応)

好循環拡大のためには、中小企業・小規模事業者が、賃金を引き上げられることが必要不可欠である。経済界は、取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力に総合的に取り組む。また、中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金の引上げに努める。

政労使会議での決定を踏まえ、経団連は、取引先企業と原材料費の騰落や財・サービスの需給変動に基づく損益の分担方法などをあらかじめ合意するなどにより、価格転嫁を含めて適正な取引価格が形成されるよう、全国各地の会員企業へ要請する。

政府は産業界に対し、下請取引ガイドラインに沿った取引を行うよう徹底して要請する。さらに平成27年度上半期に、約500社に対し集中的な立入検査を実施し、適正な転嫁が行われるよう全力で取り組む。あわせて、消費税転嫁対策について、引き続き万全の対応を進める。

また、イノベーションや国内外の販路開拓等の支援、経営相談支援体制の強化、商店街の活性化を通じ、中小企業・小規模事業者の収益力の向上を図る。

さらに、中小企業の資金繰りに万全を期すと同時に、金融機関が経営改善や生産性向上等の支援に一層積極的に取り組むよう促すことが必要である。このため、金融機関による適切なリスク負担を図る観点から、信用保証制度の在り方について本年中に検討を進め、るべき方向性を示す。

(資金供給の円滑化)

中長期的な生産性向上に資する分野の強化のため、融資に過度に依存してきた資金の流れを、株式やメザニン（融資と株式の中間形態）に移行させることが重要である。このため、「成長資金の供給促進に関する検討会」の取りまとめ¹³に従い、資金の出し手に

¹² 「サービス産業チャレンジプログラム」（平成27年4月15日日本経済再生本部決定）

¹³ 「成長資金の供給促進に関する検討会 中間とりまとめ」（平成26年11月20日）

おける目利き人材の育成、多様なニーズに対応したファンドの組成、政府系金融機関による民間の補完等により、資金の流れを多様化・複線化する。

(規制改革等)

内外の社会経済構造変化のスピードが一層増す状況下において、不断の規制改革を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していく。

特に、①多様な働き方の促進、②観光など地域活性化、③イノベーション・投資喚起等の分野を重視して改革を推進する。

規制改革を推進する観点から、「規制改革実施計画」¹⁴において決定した事項について、着実にフォローアップを行うとともに、規制所管府省庁が主体的・積極的に規制を見直すシステムの確実な実行を進めていく。

国家戦略特区の取組を一層加速化し、いわゆる「岩盤規制」の更なる突破口を開いていく。さらに、近未来技術の実証を含め、本年内できるだけ速やかに、地方創生特区第二弾の指定（国家戦略特区の3次指定）を実現する。

(対日直接投資)

対日直接投資推進会議で決定した「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」¹⁵に基づき、小売店・飲食店・病院・公共交通機関等の多言語対応化、街中での無料公衆無線LANの整備促進・利用手続簡素化、地方空港での短期間の事前連絡によるビジネスジェット受入れ環境整備、外国人留学生の日本での就職支援、重要な投資をした外国企業に副大臣を相談相手としてつける企業担当制の実施に取り組む。

また、総理・閣僚のトップセールスや、在外公館・JETRO・地方自治体の更なる連携強化による対日直接投資の案件発掘・誘致活動に取り組む。

(資源・エネルギー)

国民生活や社会活動の基盤であるエネルギーについて、安全性、安定供給、経済効率性、環境適合（3E+S）を同時達成すべく、2030年度（平成42年度）のエネルギー需給構造の見通しを踏まえ、産業、業務、家庭、運輸各部門における省エネルギーの強化、エネルギーマネジメントの推進、省エネ住宅・次世代自動車・スマートコミュニティなどの普及促進による徹底した省エネルギー社会の実現、自然条件によらず安定的な運用が可能な地熱・水力・バイオマスの導入拡大や太陽光・風力の出力不安定性への対策、低コスト化に向けた取組の推進等を通じた再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立、火力発電の高効率化、資源の安定的かつ安価な確保のための権益獲得と供給源多角化、石油・LPGガスサプライチェーンの維持・強化等に取り組む。

¹⁴ 「規制改革実施計画」（平成27年6月30日閣議決定）

¹⁵ 「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」（平成27年3月17日対日直接投資推進会議決定）

より多様で柔軟なエネルギー需給構造の構築に向け、水素社会実現に向けた取組、ネガワット取引などのディマンドリスポンス¹⁶の推進、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアースなどの国産の海洋資源の調査や実用化に向けた取組等を進める。

原子力については、安全性の確保を全てに優先し、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し再稼働を進める。また、高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定に向けた取組や、原子力発電の安全性の高度化のための技術開発、人材育成、原子力事業環境整備等を推進する。

電力・都市ガス・熱供給システム改革を着実に実施し、消費者への適切な情報提供を進め、消費者の利益を拡大させつつ、成長をリードする強いエネルギー産業へ発展させる。また、国際展開を強化する。

(農林水産業)

攻めの農林水産業を展開し、農林水産業を成長産業にするとともに、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承していく。こうした基本的な考え方の下、「農林水産業・地域の活力創造プラン」¹⁷及び「食料・農業・農村基本計画」¹⁸に基づく施策を着実に実施する。

イノベーションによる農業の成長産業化の推進、食の安全の確保、輸出拡大と食品産業のグローバル展開、6次産業化の戦略的推進、担い手への農地集積・集約化のため農地中間管理機構の取組の強化、法人経営、新規就農者、企業など多様な担い手の育成・確保、生産基盤の整備等により、畜産・酪農を含む農業の競争力強化を進める。土地改良事業については、高付加価値化・生産コスト削減に資する農地の大区画化・汎用化や維持・保全等を一層推進する。また、米政策の改革を着実に進めること等により、農業経営体が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境を整備するとともに、食料安全保障の確立等を図る。さらに、農業協同組合・農業委員会・農業生産法人の一体的な改革を実施し、意欲ある農業の担い手が積極的に活動できる環境を整備する。

活力ある農山漁村の構築に向け、都市と農山漁村の教育交流、農観連携、集落間連携、都市農業振興等を進める。

森林・林業については、豊富な森林資源を循環利用しつつ、CLT¹⁹等の新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。水産業については、浜ごとの特性等を踏まえた資源管理、持続可能な漁船漁業・養殖業の展開、消費・輸出の拡大等を図る。

(観光)

¹⁶ 企業等が節電した電力使用量を電力会社等が買い取ること（ネガワット取引）など、電力消費パターンを変化させる取組により、ピークカット等の需給調整を効率的に行うこと。

¹⁷ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成26年6月24日農林水産業・地域の活力創造本部改訂）

¹⁸ 「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）

¹⁹ Cross Laminated Timber：直交集成板

「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015」²⁰に基づき、2020 年（平成 32 年）に向けて、政府一丸、官民一体となって、訪日需要の創出と「2000 万人時代」への万全の備えを速やかに進め、その早期実現を目指す。

このため、広域観光周遊ルートの形成、地域の魅力の発信、消費税免税制度の拡充を契機としたショッピング・ツーリズムの振興、ビザ要件の戦略的緩和及びビザ審査体制の整備、空港ゲートウェイ機能の強化、地方空港・港湾を含めた税関・出入国管理・検疫（C I Q）の機動的体制の構築と計画的整備、L C C の地方空港乗り入れ等の増加やクルーズ船の寄港受入のための環境整備、高速バスのネットワークの充実、バリアフリー化等に取り組む。

また、観光地域づくりのマネジメントを担う「日本版DMO²¹」の形成・支援、無料公衆無線 LAN 環境の整備、交通系 IC カードの普及等により国内観光振興を含めた取組を進める。

（休み方改革）

個々人が自身の人生を充実させ、ひいては社会全体を豊かにしていくためには、ライフスタイルの変革が必要である。「休み方改革ワーキンググループ報告書」²²を踏まえ、企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上のための取組を進めるとともに、地域ごとに休日を設定する「ふるさと休日」等を通じて、連休の創出や拡大を推進し、観光の振興及び地域の活性化につなげる。

[2] 海外の成長市場との連携強化

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉については、国益を最大化する形での早期妥結に向けて引き続き取り組むとともに、日EU・EPA、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日中韓FTA等の経済連携交渉を同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。これらを通じ、世界全体の貿易・投資のルールづくりが前進するよう、我が国が中核的な役割を果たす。

さらに、我が国企業のグローバル市場開拓を促進するため、官民連携によりODA等も活用したインフラシステムの輸出、中堅・中小企業、小規模事業者、サービス業の海外展開の支援、日本食・日本産酒類、コンテンツの輸出や文化の創造・発信等クールジャパン戦略、法の支配の理念の下での法整備支援や予防司法²³等²⁴を通じたビジネス環境整備を促進するほか、航空・宇宙・海洋産業の振興を図る。

また、「質の高いインフラパートナーシップ」²⁵を推進する。

²⁰ 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015」（平成 27 年 6 月 5 日観光立国推進閣僚会議決定）

²¹ Destination Marketing/Management Organization：観光地域づくり推進法人

²² 「休み方改革ワーキンググループ報告書」（平成 26 年 11 月 18 日休み方改革ワーキンググループ）

²³ 国際的な経済紛争を未然に予防する法務。

²⁴ 日本法令の外国語訳を含む。

²⁵ 「質の高いインフラパートナーシップ」（平成 27 年 5 月 21 日安倍総理発表）

[3] イノベーション・ナショナルシステムの実現、ＩＴ・ロボットによる産業構造改革

「世界で最もイノベーションに適した国」の実現を目指し、未来の成長の源泉であるイノベーション創出を担う企業・大学・研究機関の人材・知・資金の好循環を誘導するイノベーション・ナショナルシステムを構築する。

(イノベーション・ナショナルシステムの実現)

総合科学技術・イノベーション会議の下、「第5期科学技術基本計画」を策定するとともに、「科学技術イノベーション総合戦略2015」²⁶を強力に推進する。

产学研官からなるオープンイノベーションの推進、多様な研究主体を引き寄せる「場」の設定支援、民間資金とのマッチング・ファンドの導入促進、革新的技術シーズを事業化に結び付ける橋渡し機能強化、若手研究者・起業家の育成と人材流動化、「特定国立研究開発法人（仮称）制度」の可能な限り早期の創設等を戦略的に実施する。

イノベーション創出の基盤を担う大学について、機能強化の方向性に応じた3つの重点支援の枠組みの新設を通じたメリハリある配分、ガバナンス確立とマネジメント改革等を強力に推進する。また、大学改革と競争的研究費改革を一体的に推進する。

世界最高の「知的財産立国」を目指し、知的財産戦略や標準化戦略を推進する。

(ＩＴ・ロボットによる産業構造の改革)

「世界最高水準のＩＴ利活用社会」の実現に向け、「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」²⁷に基づく施策を着実に進める。

AI、ビッグデータ、IoTの進化等により全ての産業で産業構造の変革が生じる可能性がある中、データを活用した新たなビジネスモデルの創出など社会変革を促すことが必要。

加えて、世界一安全なサイバー空間の実現や、公衆無線LAN、自動翻訳等による属性に応じた情報提供、4K・8Kなどの高度な映像サービスの実現等による社会全体のＩＴ化とともに、未来の産業や社会変革を見据えた研究開発を推進する。

人々の暮らし、社会を劇的に変えるロボット革命を推進する。ロボット革命イニシアティブ協議会での活動も通じ、業界横断、府省庁横断で、社会実装を加速化する。

ＩＴによる地域活性化を図るため、クラウド、テレワーク、遠隔医療・教育等を通じた就労環境や地域産業の生産性向上を図り、優良事例の全国展開を推進する。また、「地方創生ＩＴ利活用促進プラン」²⁸に基づき、政府CIO等による人材支援、ふるさとテレワーク推進、ベンチャーのスタートアップ促進等に取り組む。

²⁶ 「科学技術イノベーション総合戦略2015」（平成27年6月19日閣議決定）

²⁷ 「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」（平成27年6月30日閣議決定）

²⁸ 「地方創生ＩＴ利活用促進プラン」（平成27年6月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

個人番号カード、電子私書箱等を活用したワンストップサービスや政府調達の全工程の電子化等を通じ、公共サービスの改革を進める。

平成 27 年通常国会に提出した改正個人情報保護法において導入される匿名加工情報を活用するとともに、その適正な運用を監督する個人情報保護委員会の体制強化を進めること。

(医療等分野の I C T 化の推進等)

医療資源を効果的・効率的に活用するための遠隔医療の推進、医療等分野でのデータのデジタル化・標準化の推進や地域医療情報連携等の推進に取り組むとともに、医療介護の質の向上、研究開発促進、医療介護費用の適正化などの医療介護政策へのデータの一層の活用や民間ヘルスケアビジネス等による医療等分野のデータ利活用の環境整備を進めるなど、医療等分野の I C T 化を強力に推進する。

国立高度専門医療研究センターが構築する疾患登録システム等を活用し、関係機関が連携して効率的な治験を実施できる臨床開発の環境を整備する。また、国際競争力・効率性の高い医療機器の開発を、重点分野を定めた上で、総合的に促進し、その果実を国民に還元する。

日本の優れた医療を提供可能な国内医療機関に係る外国人患者向け広報・集患に取り組む。

2. 女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮

[1] 女性、若者など多様な人材力の発揮

全ての女性が輝く社会を目指す。このため、「女性活躍加速のための重点方針 2015」²⁹に基づき、取組を加速する。行政、経済等各分野での女性の参画拡大、科学技術イノベーション立国を支える女性の理工系人材等の育成、長時間労働の削減や働き方改革、ワーク・ライフ・バランス等に取り組む企業の支援、介護離職防止などキャリア断絶を防ぐ取組、家事・育児など家庭生活における男性の主体的参画、「マタニティ・ハラスメント」などあらゆるハラスメントの根絶、女性の暮らしの質向上のための取組等を積極的に進める。税制・社会保障制度・配偶者手当等の在り方については、女性が働くことで世帯所得がなだらかに上昇する、就労に対応した保障が受けられる等、女性が働きやすい制度等への見直しに向けて具体化・検討を進める。

職場情報の「見える化」を通じた雇用管理改善の促進など若者の雇用対策の強化や、学修時間の確保等のための現在の大学 4 年生等からの就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施等に取り組むとともに、再チャレンジが可能な社会の構築を目指し、ニート等の職業的自立の支援、非正規雇用労働者対策の強化、協力雇用主への支援を含む刑務所出所者等に対する就労支援、受刑者に対する職業訓練の一層の充実やそれを支える矯正

²⁹ 「女性活躍加速のための重点方針 2015」（平成 27 年 6 月 26 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

施設の環境整備等に取り組む。また、生産性向上のための人材育成、医療・福祉、建設業、運輸業、造船業などの人材不足が懸念される分野での人材確保・育成対策等に取り組む。

生涯現役社会の実現に向けた高齢者の就労等の支援、障害者等の活躍に向けた農業分野も含めた就労・定着支援、文化芸術活動の振興などその社会参加の支援等に取り組む。

外国人材の活用は、移民政策ではない。基本的な価値観を共有する国々との連携を強化するとともに、知日外国人材を増やす。優秀な研究者や経営者など外国の高度人材や留学生等が活躍しやすい環境を整備する。技能実習制度は、管理監督体制の抜本的強化等を着実に推進する。あわせて、人権擁護施策の推進など、外国人にも暮らしやすい社会に向けた取組を進める。

[2] 結婚・出産・子育て支援等

「少子化社会対策大綱」³⁰や「子供の貧困対策に関する大綱」³¹を推進する。2020年（平成32年）をめどに少子化のトレンドを変えるため、平成27年度からの5年間を「少子化対策集中取組期間」と位置付け、子育て支援の充実、結婚支援、子育て世代包括支援センターの整備など安全かつ安心して妊娠・出産ができる環境整備を図るとともに、「子供の未来応援国民運動」などの子供の貧困対策を推進し、経済的に厳しいひとり親家庭や多子世帯への支援など、必要な財源を確保しつつ、集中的に実効性のある政策を投入する。これらの取組を進める際、財源を確保する方策について幅広く検討する。また、ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実と併せて、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等について、年末をめどに政策パッケージを策定し、その取組を推進する。

「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施し、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」に消費税增收分を優先的に充てる。また、更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め適切に確保していく。「待機児童解消加速化プラン」、「放課後子ども総合プラン」等も確実に推進する。

[3] 教育再生と文化芸術・スポーツの振興

（教育再生）

経済成長の源泉は「人」であり、教育を通じた人材育成は極めて重要な先行投資である。「教育基本法」³²の理念の実現に向け、教育再生実行会議等の提言を踏まえつつ、「第2期教育振興基本計画」³³等に基づき、総合的に教育再生を実行する。

幼児教育は人格形成の基礎を培うものであり、重要な政策課題として総合的にその振

³⁰ 「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）

³¹ 「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）

³² 「教育基本法」（平成18年法律第120号）

³³ 「教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）

興に取り組む。家庭の教育費負担軽減の観点から、「少子化社会対策大綱」等も踏まえ、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進めるとともに、無利子奨学金の充実や授業料等負担の軽減に取り組む。

世界トップレベルの学力達成と基礎学力の向上に向け、社会を生き抜く力の養成を図りつつ、アクティブ・ラーニングの促進や教職員の質的向上など指導力の強化を進めるとともに、組織的に教育力を向上させる「チーム学校」の考え方の下、多様な専門人材の活用や関係機関との連携、特別支援教育等を推進する。

海外留学・外国人留学生受入れ促進など大学の徹底した国際化、高校教育・大学教育と入学者選抜を通じた高大接続改革、成績評価・卒業認定の厳格化等を推進する。

実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化を進めるとともに、キャリア³⁴の見直しの機会等を提供しつつ、職業教育や社会人の学び直しを推進する。

地域コミュニティの核としての学校の役割を踏まえ、学校統廃合、統合困難な小規模校等の活性化、休校した学校の活用・再開に関する支援など、少子化に対応した活力ある学校づくりをきめ細かく支援する。

(文化芸術・スポーツの振興)

文化芸術立国を目指し、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」³⁵を踏まえ、文化芸術活動に対する効果的な支援、「日本遺産」など魅力ある日本文化の発信、メディア芸術の振興、子どもの文化芸術体験機会の確保、国立文化施設の機能強化、文化芸術の担い手の育成、文化財の保存・活用・継承等³⁶に取り組む。

スポーツ立国を目指し、スポーツ庁を中心として、国際競技力の向上、生涯スポーツ社会の実現、スポーツによる健康づくり、障害者スポーツの振興、スポーツ産業の活性化等を進める。

3. まち・ひと・しごとの創生と地域の好循環を支える地域の活性化

「人口急減・超高齢化」を克服し、人口が 50 年後においても 1 億人程度の規模を有し、将来的に安定した人口構造を保持することを目指し、諸課題に一体的に取り組む必要がある。

[1] まち・ひと・しごとの創生

(地方創生の深化)

人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、平成 26 年 12 月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。これを踏まえ、平成 27 年度中に、地方公共団体において「地方版総合戦略」が策定され、平成 28 年度より具体的な事業を本格的に推進する段階に入ることとなる。

³⁴ 職務経験等

³⁵ 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(平成 27 年 5 月 22 日閣議決定)

³⁶ その他、文化芸術に関する教育、地域文化の振興等

「地方創生の深化」を目指すため、地域経済に人材と資金を呼び込めるような、生産性の高い、活力に溢れた産業を形成し、若者や働き盛りにとって魅力のある職場を生み出すことによって、ローカル・アベノミクスの浸透を図ることが必要である。

具体的には、①各地域の「稼ぐ力」の引き出し、②熱意と意欲のある地域へのインセンティブを通じた「地域の総合力」の引き出し、③民間の創意工夫を最大限に活用した「民の知見」の引き出しに取り組むことによって、人材と資金が積極的に地方に行き渡り、ひいては高度な技術や情報等が全国津々浦々で共有されるような、活力ある日本経済を取り戻していくことが重要である。地方創生の深化のためには、従来の「縦割り」の事業や取組を超えた、新たな「枠組み」づくり（官民協働と地域連携）や新たな「担い手」づくり（地方創生の事業推進主体の形成や専門人材の確保・育成）、生活経済実態に即した新たな「圏域」づくり（「広域圏域」から「集落生活圏」まで）が重要となる。

（地方創生の政策パッケージの推進と地方への多様な支援）

今後、地方創生の取組を一層加速させるため、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」³⁷に基づき、しごとの創生、ひとの創生、まちの創生の政策パッケージを推進する。

また、「地方版総合戦略」の円滑な実行を支援するため、地域経済分析システム等による情報支援や人的支援の拡充を図るとともに、財政支援については、「地方版総合戦略」の取組へのインセンティブを強化する。このため、先駆性のある取組や、地方自らが既存事業の隘路を発見し打開する取組、先進的・優良事例の展開を積極的に支援していくため、統一的な方針の下で関係府省庁が連携し、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、従来の縦割りの事業を超えた財政支援を行う新型交付金を創設する。地方創生関連補助金等についても、適切なKPIやPDCAサイクルの整備、手続のワンストップ化等による縦割りの弊害防止等の見直しを行う。

なお、今後急速に高齢化が進む東京圏においては、近い将来、医療介護サービスの問題が深刻化することが予想される。このため、増加する空き家への対応も含め、東京圏における医療介護・住まいの整備について広域的な取組を進めるとともに、地方への移住を希望する人々を支援する。

[2] 地域の活性化

（1）地域活性化

地方公共団体が核となって、地域の総力を挙げて地域経済好循環拡大に向けた取組を推進し、雇用や所得の充実とエネルギー価格の変動等にも強い地域への転換を図る。このため、産学金官の連携により、雇用吸収力の大きい企業の創出、分散型エネルギーインフラプロジェクトの産業化を目指した全国展開、自治体インフラの民間開放、データの見える化や分析支援等による地域産業の創業・再生や地産地消の資金循環の促進等を進める。また、「地域活性化プラットフォーム」による各省施策の連携や、地域再生戦略

³⁷ 「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）

交付金の活用等により、地域の創意工夫を活かした取組を支援する。³⁸

地域金融機関について、地域に根差した企業の事業性評価に基づく融資や経営改善等の支援の能力向上を促すとともに、地域経済活性化支援機構等の機能を活用し、地域産業の再生や新陳代謝等を進め振興を図る。

過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携³⁹にも留意しつつ、集落生活圏における基幹集落への各種機能・サービスの確保・集約や周辺集落との交通ネットワークの確保等による「小さな拠点」の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。

「交通政策基本計画」⁴⁰を踏まえ、多様な交通サービスの展開の支援やバリアフリー化、過疎地物流の確保等に向けた取組を推進する。

広域的な高速交通ネットワーク⁴¹の早期整備・活用を通じた内外の人流や物流の拡大を図る。

共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、関係府省庁が連携してボランティア参加者の拡大と寄附文化の醸成に向けた取組を推進するとともに、NPOやソーシャルビジネス等の育成等を通じて、活力あふれる共助社会づくりを推進する。

国土を取り巻く状況の変化を踏まえ、国土形成計画及び国土利用計画等⁴²を見直し、推進する。

(2) 都市再生等

人口減少を踏まえ、コンパクトシティの形成に向けて、都市機能の集約等を進める都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとするネットワークの構築を推進する。なお、公共交通網の再構築に当たっては、新たな国の出資制度等の活用を図る。あわせて、中心市街地の活性化や住宅団地の福祉拠点化を推進する。

安全なまちづくりに向けて、木造密集市街地の改善、住宅・建築物の耐震化、無電柱化など景観や防災に配慮したまちづくりや開かずの踏切の解消等に向けた取組を進める。また、空き家等の適切な管理・利活用を推進するとともに、不動産関連情報の提供体制の整備や中古住宅の長期優良化等により中古住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。

東京大会等の開催も見据え、東京等の大都市は、国際競争力のある創造拠点としての環境整備や大都市の防災性の向上など、都市再生等を戦略的に推進する。

また、大規模な災害等への備えとしての官民境界を含めた地籍整備等⁴³の推進や地価

³⁸ 世界遺産登録を見据えたものを含む。

³⁹ 「交通政策基本計画」(平成27年2月13日閣議決定)

⁴⁰ 高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等を含む。なお、リニア中央新幹線全線については、全国新幹線鉄道整備法に基づく東京・大阪間の建設指示がなされているところ、建設主体が整備を着実に進められるよう、必要な連携、協力を図る。

⁴¹ 平成28年春を目処に策定予定の北海道総合開発計画を含む。

⁴² 登記所備付地図の整備を含む。

公示の充実、不動産証券化手法の活用により、土地取引、民間開発事業の円滑な推進を図る。防災や公共交通システムの高度化のためG空間情報の活用を推進する。

(3) 沖縄振興

成長するアジアの玄関口に位置付けられるなど、沖縄の優位性と潜在力を活かし、日本のフロントランナーとして経済再生の牽引役となるよう、引き続き、国家戦略として、沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。国家戦略特区の指定や那覇空港の滑走路増設も踏まえ、観光ビジネスの振興やイノベーション拠点の形成を図るとともに、沖縄科学技術大学院大学（OIST）の規模拡充に向けた検討や、OIST等を核としたグローバルな知的・産業クラスターの形成の進展を図る。また、西普天間住宅地区について、関係府省庁の連携体制を確立し、国際医療拠点構想の具体的な検討を進めた上で、同地区への琉球大学医学部及び同附属病院の移設など高度な医療機能の導入をはじめとする駐留軍用地跡地の利用の推進を図る。

(4) 地方分権改革等

地方分権改革は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生の極めて重要なテーマである。平成27年の提案募集においても、地方からの提案の最大限の実現を図り、地方の発意に根差した改革を更に推進する。あわせて、住民に身近な行政の現場で活躍する人材の連携・情報共有等により地方分権改革の担い手の強化・支援を図るとともに、改革の成果を国民が実感できるよう、優良事例の普及や情報発信の強化等に努める。道州制について、基本法案の動向を踏まえ、必要な検討を進める。

[3] 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた取組

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の下、同本部が案を作成し、決定される基本方針に基づき、東京大会の開催に向けた取組を強力に推進する。

東京大会を契機として、スポーツと文化芸術によるレガシー創出の観点から、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントの国内外への展開、文化プログラムの推進、日本発の科学技術イノベーションの活用などを推進し、日本の魅力の発信を進める。関連情報の収集分析の強化などセキュリティ・安全安心対策、ホストシティ・タウン構想の推進など東京大会と連携した地域交流・地域活性化、税関・出入国管理・検疫（CIQ）の計画的な体制整備、観客・関係者の円滑な輸送、国際的注目度を活かした訪日プロモーションや外国人旅行者の受け入れ環境整備、先進的なバリアフリー対応、環境対策等を着実に進める。また、2016年リオ大会後の機運を国際的に高める取組の検討を行う。

関連する施設整備については、必要性、手法等を精査し、計画的な対応を推進する。アイヌ文化の復興等を促進するため、2020年（平成32年）までに国立のアイヌ文化

博物館（仮称）を開設するなど「民族共生の象徴となる空間」の整備を進める。

4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

[1] 外交、安全保障・防衛等

(1) 外交

日米同盟の強化、近隣諸国との関係強化、経済外交の強化という三本柱を軸として、地球儀を俯瞰する視点から戦略的な外交を強力に展開する。特に、在外邦人・日本企業・日本人学校等の安全対策強化、テロ対策等に係る情報収集・分析機能強化、「ジャパン・ハウス（仮称）」⁴³の活用を含む戦略的対外発信を通じた日本の「正しい姿」や多様な魅力の発信及び親日派・知日派の育成、次期サミット議長国としてのグローバルな課題に対するリーダーシップの発揮、日本企業や地方自治体の海外展開支援に取り組む。あわせて、これらの取組の基盤となる人的・物的基盤を含む外交実施体制の整備を推進し、ODAの適正・効率的かつ戦略的活用を図ることで、総合的外交力を高めていく。

(2) 安全保障・防衛等

国家安全保障会議（NSC）の司令塔機能を強化するとともに、政府全体として、情報機能、危機管理機能を含め、外交力、防衛力等を強化し、一層戦略的かつ体系的な国家安全保障政策を推進する。かかる観点から、「国家安全保障戦略」⁴⁴を踏まえ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、日米同盟を基軸としつつ、各国との協力関係を拡大・深化させるとともに、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」⁴⁵及び「中期防衛力整備計画」⁴⁶に基づき、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備する。その際、人事制度改革の着実な推進、防衛生産・技術基盤の強化、諸外国との装備・技術協力等の推進を図る。また、宇宙空間及びサイバー空間における対応にも取り組む。

[2] 国土強靭化、防災・減災等

「国土強靭化基本計画」⁴⁷及び「国土強靭化アクションプラン2015」⁴⁸に基づき、府省庁横断的な国土強靭化の取組を着実に推進する。

その際、国と地方、官と民が連携、役割分担しつつ、重点化・優先順位付け、ハード・ソフトの対策の組合せや、KPI及び工程表等による進捗管理や災害発生状況等を踏まえた取組内容の充実・改善というPDCA等により重点的・効率的な推進を図る。

特に、地域計画の策定・推進の支援、民間の取組の効果的な促進を行うほか、国土強

⁴³ 現地の人々が知りたい日本をオールジャパンで発信する新たな拠点。

⁴⁴ 「国家安全保障戦略」（平成25年12月17日閣議決定）

⁴⁵ 「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成25年12月17日閣議決定）

⁴⁶ 「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）」（平成25年12月17日閣議決定）

⁴⁷ 「国土強靭化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定）

⁴⁸ 「国土強靭化アクションプラン2015」（平成27年6月16日国土強靭化推進本部決定）

韌化と地域活性化の取組との調和、連携により政策効果を最大限発揮させる。

南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大規模地震や津波、水害・土砂災害、火山災害など多様な自然災害に対し、研究・人材育成を含め防災・減災の取組を推進しつつ、首都機能のバックアップを図る。

女性や若者の加入促進を図りつつ、消防団を中心とした地域防災力の充実強化を推進するとともに、広域的な応援体制の整備を進める。

避難計画の策定、訓練の実施、道路整備等による避難経路の確保など原子力災害・モニタリング対策の充実・強化を引き続き推進する。

[3] 暮らしの安全・安心（治安、消費者行政等）

（1）治安・司法・危機管理等

良好な治安を確保するため、「『世界一安全な日本』創造戦略」⁴⁹に基づき、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策、水際対策を含めたテロ対策・カウンターインテリジェンス機能の強化、組織犯罪対策、密輸対策、保護観察実施体制整備を含めた危険ドラッグなど薬物対策、人身取引対策、ストーカー、配偶者暴力、性犯罪、特殊詐欺等への対策や不法滞在対策等を引き続き講ずる。また、保護司の活動支援や更生保護施設の整備等、矯正・保護・検察を連携させながら再犯防止対策を推進する。

特に、「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」⁵⁰に基づき、各種テロ対策を着実に推進する。また、今後策定予定の「サイバーセキュリティ戦略」に基づき、サイバーセキュリティの整備に取り組み、個人情報の保護や政府が保有する情報の適正な管理にも万全を尽くす。

治安や海上保安の人的・物的基盤と国際的ネットワークの強化や、外国語、外国文化に精通した人材の確保、養成など国際的対応力の向上を図るとともに、アジアを中心とした法制度整備を支援する。また、海洋の安全及び権益の確保、危機管理機能の確保、国際的な対応を含む感染症対策⁵¹、総合法律支援など頼りがいのある司法の確保、死因究明体制の強化、犯罪被害者等支援のための施策の充実、交通安全対策、自殺対策、宇宙インフラの整備・活用、水資源の安全確保、小型無人機対策等を推進する。

（2）消費者行政の推進

消費者の安全・安心の確保は、消費の拡大、更には経済の好循環の実現にとって大前提となる。「消費者基本計画」⁵²に基づき、消費者事故等の情報収集・分析強化と発生・拡大防止、景品表示法・食品表示法・特定商取引法等の厳正な執行、適正な取引の実現に向けた法制度の整備、物価関連対策の推進、消費者教育や消費者志向経営の促進、公

⁴⁹ 「『世界一安全な日本』創造戦略」（平成 25 年 12 月 10 日閣議決定）

⁵⁰ 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成 27 年 5 月 29 日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

⁵¹ エボラ出血熱、中東呼吸器症候群（MERS）等の対策を含む。

⁵² 「消費者基本計画」（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）

益通報者保護制度の推進、グローバル化等の進展に対応した相談体制の充実、高齢者等の見守りネットワーク構築など関係府省庁間の連携強化や地方における体制整備等を推進する。

[4] 地球環境への貢献

世界の温室効果ガスの削減などの地球環境問題の解決に向けて、「攻めの地球温暖化外交戦略」⁵³を着実に実施し、水素エネルギー技術を含む革新的環境エネルギー技術の開発、二国間オフセット・クレジット制度等による技術の普及、官民併せた途上国支援、IRENA⁵⁴の更なる活用などの取組を推進するとともに、我が国の2030年度（平成42年度）の温室効果ガス削減目標を示した約束草案を国連に提出し、COP21⁵⁵における2020年（平成32年）以降の全ての国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築に積極的に貢献する。

新たな国際枠組みの下で、国連に提出する約束草案を踏まえ、徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立、排出削減対策、気候変動の影響への適応策、森林吸収源対策等に取り組むとともに、気候変動問題とその対策に係る国民の理解を促進する。また、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配意しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。

さらに、エネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含む循環型社会形成、里地里山・里海の保全、海洋ごみ対策、微小粒子状物質（PM2.5）対策等を進め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進する。

⁵³ 「攻めの地球温暖化外交戦略」（平成25年11月15日地球温暖化対策推進本部報告）

⁵⁴ International Renewable Energy Agency：国際再生可能エネルギー機関

⁵⁵ 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議

第3章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

1. 経済財政の現状と課題

安倍内閣による「三本の矢」の取組によって、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」は双方ともに大きく前進してきた。我が国経済は第1章で述べたように、およそ四半世紀ぶりの良好な状況を達成しつつある。また、P B赤字の対GDP比はアベノミクスの下での税収増、消費税率の8%への引上げ、さらには歳出効率化の取組等を反映して、平成27年度には5年前に比べ半減(▲6.6%→▲3.3%)が見込まれるなど、財政状況も改善してきた。

他方、長期にわたり赤字が継続している我が国の財政とその大宗を占める社会保障制度が、現状のままでは立ち行かないことも明らかである。人口減少・高齢化等が2020年代半ば頃から一層進展することが見込まれる中で、こうした状況を脱却し、次世代への責任の視点に立って改革を進め、社会保障制度を持続可能なものとし、財政を健全化する必要がある。このため、政府はもとより広く国民全体が参画する社会改革として、「経済・財政一体改革」を断行すること、具体的には「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進し、安倍内閣のこれまでの取組を強化することが必要である。

2. 計画の基本的考え方

「経済再生なくして財政健全化なし」。これは、経済財政運営における安倍内閣の基本哲学であり、2020年度(平成32年度)の財政健全化目標の達成に向けた今後5年間の計画の基本方針でもある。我々が目指すのは経済再生と財政健全化の二兎を得る道である。

経済と財政は相互に密接に関連している。両者の相互の関係を常に踏まえ、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指す。民間の活力を活かしながら、双方の一体的な再生を目指す「経済・財政再生計画」(2016年度～2020年度)の下、「経済・財政一体改革」を不退転の決意で断行する必要がある。

(デフレ脱却・経済再生)

デフレ脱却・経済再生を確実なものにするため、成長戦略の加速に向け、法人税改革、規制改革、官民ファンドや既存の設備投資関連税制の利活用、経済連携、対日直接投資等を更に促進するとともに、健康産業、観光、農林水産業、エネルギー等の成長産業化、さらにはロボット、人工知能やビッグデータ、オープンデータ等を活用した「産業大変革」を具体化する。同時に、生産性を向上させる投資や女性・若者・高齢者等の労働参

加率の上昇等により供給面での取組の強化を実現する。さらに、企業の収益改善が雇用増加や賃金上昇に結び付き、それが消費や投資の拡大に結び付く「経済の好循環」を中小企業や地方の企業を含め更に拡大・深化させていく。これらにより、実質2%程度、名目3%程度を上回る民需主導の持続的な経済成長と歳入増加を実現する。

こうした「デフレ脱却・経済再生」に向けた取組の強化と同時に、「歳出改革」、「歳入改革」においても、以下で示すように経済再生に寄与する改革とすることが極めて重要である。特に、社会保障サービスを含む公共サービスや公共投資等が大きな比重を占める地方経済にとっては、改革によってその質と生産性を高めていくことが、地方創生、地域経済の活性化のために必要不可欠である。

(歳出改革)

国と地方の歳出は様々な公共サービスを行うためのものであり、国民生活に密接に関わるものであるため、歳出改革は国民の幅広い参加を求めていく必要がある。今回取り組もうとする歳出改革は公共サービスの無駄をなくし、質を改善するため、広く国民、企業、地方自治体等が自ら意欲を持って参加することを促し、民間の活力を活かしながら歳出を抑制する社会改革である。国、地方、民間が一体となって以下の「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」に取り組む。

① 公的サービスの産業化

公共サービス（医療・介護、子育てなどの社会保障サービスを含む。以下同じ。）及びそれと密接に関わる周辺サービスについて、民間企業等が公的主体と協力して担うことにより、選択肢を多様化するとともに、サービスを効率化する。

② インセンティブ改革

政府はもとより、国民、企業、自治体等が自ら無駄をなくし、公共サービスの質の向上に取り組む意欲を喚起し、公共サービスの量的な増大を抑制する。

③ 公共サービスのイノベーション

このような取組の基盤としての徹底した情報開示（見える化）、業務の簡素化・標準化、先進的な取組の普及、展開を進める。

我が国経済全体がデフレ脱却、賃金・物価の上昇を実現していく中で、公共サービスの価格はそれぞれ透明性を十分高め、合理的なものとしつつ、デフレ脱却と整合的なものとする。同時に、上記の改革により、様々な公共サービスについて、無駄な部分を徹底的に排除し、質の向上を図る。これにより、公共サービスの質や水準を低下させることなく、また、新たなサービスを生み出すこと等を通じて、経済への下押し圧力を抑えつつ公的支出の抑制を実現する。

このため、本計画決定後、速やかに改革工程、成果指標（KPI）等を具体化する。

歳出全般にわたり、安倍内閣のこれまでの取組を強化し、聖域なく徹底した見直しを進める。また、地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

(歳出改革のマクロ経済的にみた効果－民間の活力を活かす改革)

歳出改革は、 i) 公的部門の効率性向上、 ii) 公的ストック（社会資本、土地、情報等）や民間資金（内部留保等）の有効活用、 iii) 不足しつつある人材の官民を通じた最適配置を促すこと等により、マクロ経済の供給面（潜在成長率）を強化し、需要面では、公共サービスと一体的に生み出される新たなサービスを創出することを通じて経済再生を強化する。

社会保障は歳出改革の重点分野である。社会保障給付の増加を抑制することは個人や企業の保険料等の負担の増加を抑制することにほかならず、国民負担の増加の抑制は消費や投資の活性化を通じて経済成長にも寄与する。社会保障改革を進めるに当たっては、それが、次世代に社会保障制度を引き継ぐ改革であるとともに、国民負担の増加の抑制を図るものであることについて広く国民の理解を得ながら着実に改革を進める。

(歳入改革)

歳入面では、社会保障制度を維持するため、経済環境を整える中で、消費税率の10%への引上げを平成29年4月に実施する。それ以外の国民負担増（社会保険料を含む）は極力抑制するよう努める（特に低所得者等に配慮）。また、「歳入改革」として以下の取組を行い、成長分野、高収益分野への企業や人材の移動等により安定的な経済成長を持続させる「経済構造の高度化、高付加価値化」を進めること等を通じて新たな歳入増を実現する。

- ① 第2章で述べたように、良好なマクロ経済環境を持続させるとともに、企業の新陳代謝や労働の移動を円滑化、促進する取組を強化することにより、企業収益と就業者の所得の増加を支え、税収の一層の伸びを実現する。
- ② 「公的サービスの産業化」や「公共サービスのイノベーション」により、経済全体に占める企業など民間のシェアの向上、課税ベースを拡大することで、新たな税収増に結び付ける。
- ③ マイナンバー制度の活用等により税・社会保険料徴収の適正化を進める。
- ④ 関係機関からの納付金など税以外の歳入を確保する。

経済再生に寄与する観点から、現在進めている成長志向の法人税改革ができるだけ早期に完了する。持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。その中で、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する。また、 i) 低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し、 ii) 働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保、 iii) 世代間・世代内の公平の確保など、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを計画期間中のできるだけ早期に行うこととし、政府税制調査会を中心に具体的な制度設計の検討に速やかに着手する。

(資産・債務の圧縮)

国、地方が保有する資産（特別会計等を含む。）の有効活用、不要な資産の売却等を進める。売却収入については、債務の償還又は震災復興など追加的に発生する歳出増加要因に有効に活用する。

3. 目標とその達成シナリオ、改革工程

（目標）

「経済・財政一体改革」を推進することにより、経済再生を進めるとともに、2020年度（平成32年度）の財政健全化目標⁵⁶を堅持する。具体的には、2020年度PB黒字化を実現することとし、そのため、PB赤字の対GDP比を縮小していく。また、債務残高の対GDP比を中長期的に着実に引き下げていく。さらに、資産についてもできる限り圧縮し、その対GDP比を抑制する。フローとストックについての指標は共に重要である⁵⁷。

なお、2020年代以降も、人口減少・高齢化は更に進行していくとみられることを踏まえ、2020年度以降も見据えた改革としていく。

（目標達成のシナリオのポイント）

- ① 今回の計画は、計画策定期階においてデフレ脱却が視野に入り、経済再生に向けた進展が見られる点、PB赤字の対GDP比半減が見込まれる点等で従来とは異なる。本計画においては、こうした初期条件の違いを十分踏まえる。
- ② 「経済・財政一体改革」を推進することにより、医療・介護分野への投資やPPP/PFI等を通じた民間投資を拡大するとともに、民間の知恵の活用等を通じ、生産性を向上することにより、公共サービス分野を「成長の新たなエンジン」に育て、経済再生を確かなものとする。
- ③ 国民参加の社会改革である「経済・財政一体改革」は、制度改革等により国民や企業等の意識、行動を変えることを通じて、歳出抑制と歳入増加を目指すものであり、効果が発現するまで一定の時間を要すると見られるが、中長期的に大きな効果が期待される。こうした点も踏まえ、先進事例の全国展開や地域差の是正に向け、「見える化」や民間事業者の参画等により、公的サービスに対する需要を変えていく取組、公的サービスの供給を効率化する取組、経済を活性化したり自治体の財政力を高める取組等について、KPIを具体化して進捗を管理する。その際、現場の動きを中心として定量的に把握・分析しながら具体化を図る。

⁵⁶ 国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すこと（当面の財政健全化に向けた取組等について－中期財政計画（平成25年8月8日閣議了解））をいう。

⁵⁷ 東日本大震災の復旧・復興対策の経費及びそれを目的として発行された復興債の償還財源については、復興特別税等により別途財源を確保し、多年度で収支を完結させる枠組みを設定していることから、国・地方の財政の姿を示す際にはこれら等を除いた金額を記載し、財政健全化目標の達成状況の検証に際しては、これを用いることとする。

国・地方の歳出については、高齢化や賃金・物価上昇などの歳出増加要因、人口減少などの歳出減少要因があるが、これらを踏まえつつ、歳出改革の効果が発現されることによって、計画期間中、賃金・物価上昇率を下回ることが想定される。

- ④ 歳入面では、企業の新陳代謝や就業者の所得の向上が進むこと、経済活動に占める企業等民間のシェアが高まること等により、追加的効果が見込まれる。マイナンバー制度の活用による徴収の適正化や税外収入の確保などの効果も想定される。
- ⑤ 追加的な歳出増加要因（子ども子育て・家族支援等）については、必要不可欠なものとするとともに、適切な安定財源を確保する。また、一定期間内の追加的な歳出増加要因（震災復興等）については、資産売却等を含めた財源を確保し、財政規律を堅持する。デフレ脱却・経済再生の中で、金利動向と財政収支にも十分注意する。

（改革工程の明確化）

（1）集中改革期間と中間評価

計画の初年度である平成 28 年度予算から手を緩めることなく本格的な改革に取り組む。計画期間の当初 3 年間（2016～2018 年度）を「集中改革期間」と位置付け、「経済・財政一体改革」を集中的に進める。その取組を毎年度の予算編成及び関係する全ての計画、基本方針、法案等に反映させる。

計画の中間時点（2018 年度）において、目標に向けた進捗状況を評価する。集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018 年度（平成 30 年度）の P B 赤字の対 GDP 比▲1%程度を目安とする。国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。社会保障関係費については、高齢化要因も考慮し、安倍内閣におけるこれまでの増加ペースを踏まえつつ、消費税率引き上げに伴う充実を図る。ただし、各年度の歳出については、一律でなく柔軟に対応する。地方においても、国の取組と基調を合わせ取り組む。

これらの目安[✉]に照らし、歳出改革、歳入改革それぞれの進捗状況、KPI の達成度等を評価し、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討し、2020 年度（平成 32 年度）の財政健全化目標を実現する。

（2）改革工程の具体化と各年度の予算編成

「経済・財政一体改革」は、制度改革等を通じて国民や企業等の意識、行動を変え、行政財政を効率化していくことを目指すものであり、「計画」決定後、速やかに改革工程、

[✉] 国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの 3 年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が 1.6 兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を 2018 年度（平成 30 年度）まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国的一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018 年度（平成 30 年度）までにおいて、2015 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

KPIを具体化するとともに、評価の仕組みを構築し、毎年度進捗状況について評価する。

予算編成過程において、各府省庁の予算に「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」をはじめとする前節に掲げる計画の基本的考え方方にのっとった歳出改革を反映する。また、歳出の中身を大胆に入れ替え、政策効果が乏しい歳出は徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換(ワイスペンドィング)する。高い効果が見込まれる施策に重点化したメリハリのついた予算とする。

各府省庁は、新規施策のみならず既存施策を含め、歳出改革の予算への反映に取り組み、また、改革の効果に関する定量的試算・エビデンスを明らかにする。

(3) 機動的な対応

平成29年4月の消費税率10%への引上げに向けては、その円滑な実施に必要となる経済環境を整えるため、必要に応じ機動的に対応する。

(4) 評価体制

計画に沿って「経済・財政一体改革」が着実に進展しているかどうかをチェックするため、経済財政諮問会議に有識者議員を中心として専門調査会を設置し、速やかに改革工程、KPIを具体化するとともに、改革の進捗管理、点検、評価を行う。

また、各府省庁は所管の予算について、KPIとの関係において政策効果をフォローアップし、公表する。また、国から地方への財政移転を伴う予算(補助金・交付金)について、予算の所管府省庁は、自治体に対して施策に対応するパフォーマンス指標の設定を求める。専門調査会においては計画の中間時点(2018年度)において、それらの評価を行い、結果をその後の改革に反映する。

4. 歳出改革等の考え方・アプローチ

[I] 公的サービスの産業化

民間の知恵・資金等を有効活用し、公共サービスの効率化、質の向上を実現するとともに、企業やNPO等が国、地方自治体等と連携しつつ公的サービスへの参画を飛躍的に進める。また、これまで十分に活用されていない公的ストック(社会資本、土地、情報等)を有効に活用する。さらに、規制改革や公共サービス・公共データの見える化等により、新たな民間サービスの創出を促進する。

(社会保障をはじめとする公的サービスの産業化の推進)

- ・ 企業等が医療機関・介護事業者、保険者、保育事業者等と連携して新たなサービスの提供を拡大することを促進する。
- ・ 医療、介護と一体的に提供することが効果的な健康サービスや在宅医療・介護の拡大に対応した高齢者向け住宅、移送サービスなどのニーズに応じた新たなサービスの供給

を拡大する。

(多様な行政事務の外部委託、包括的民間委託等の推進)

- ・ 外部委託等が進んでいない分野のうち、市町村等で今も取組が遅れている分野を中心 に適正な外部委託を加速する。さらに、これまで取組が進んでいない、窓口業務などの 専門性は高いが定型的な業務について、官民が協力して、大胆に適正な外部委託を拡大 する。

(民間資金・民間ノウハウの活用)

- ・ 上下水道、公営住宅、空港などの社会資本や公共施設の整備・運営に関しては、公費 負担の抑制につながる場合には、多様なPPP/PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することにより、民間の資金・ノウハウの活用を大幅に拡大する。その導入の状況を踏まえつつ、適用範囲を拡大していく。
- ・ PPP/PFIと通常の公共施設整備・運営とのイコールフッティングを徹底するとともに、地方公共団体等に周知する。また、質の高いサービスを効率的に提供する優良事例を全国展開する。
- ・ 公的サービスの産業化に必要不可欠な官民のイコールフッティングを全ての公共サー ビスにおいて徹底する観点から、規制改革等を加速する。
- ・ 貧困・失業対策をはじめとする幅広い分野において、官民連携によるソーシャル・イ ンパクト・ボンド⁵⁹等の活用を拡大する。

(公的ストックの有効活用)

- ・ 既存ストックの再活用や施設の集約化・広域連携等を踏まえ、国公有財産の最適利用 や、国公有地の未利用地の売却・有効活用を推進するとともに、企業等による新たな事業の展開を促進する。

(オープンデータ化等を通じた新サービスの創造)

- ・ 各府省庁、自治体ごとに、行政サービスのコスト情報、施設・設備の保有状況・維持 管理経費、IT投資などのデータを誰もが活用できる形で公開し、PPP/PFIなど民間 の参画の拡大を促すとともに、公共データを活用した新たなサービスの創造を促進す る。

[II] インセンティブ改革

公共サービスの無駄をなくし、質を改善していくためには、国民一人ひとり、企業、 自治体等の意識や行動の変化を促す仕組みを構築し、全ての国民が参加する形で改革を 進める必要があるにもかかわらず、これまでの行財政の仕組みは以下のような課題があ

⁵⁹ 従来行政が行ってきた社会政策をNPO等の主体が民間投資家からの出資を得た資金で実施。その社会的成果は定量的に評価され、成果が上がれば行政が投資家にプレミアムを付けて償還する。

った。

- ・ 公共サービスは国民生活に密接に関わるものであり、広く国民全体が参画する社会改革として位置付け、国民に十分浸透させる必要がある。そのために必要な情報の開示を十分行う必要がある。
 - ・ 全国一律に一定の行政サービスを保障する仕組みの下、コスト意識が希薄化し、自助自立を促す取組や公共サービス需要の膨張を抑制する取組が弱い。また、一律的なサービス提供であるため、選択肢が乏しく、創意工夫が発揮されにくい。
 - ・ 改革を行う場合も、短期的成果が重視され、優良事例の形成や、その全国展開のような一定の時間を要する取組が後手に回っている。
- 以上のような課題を改善し、インセンティブが十分働く仕組みとするため、以下の改革を推進する。

(頑張る者を支える仕組みへのシフト、ニーズに適合した選択肢の提供)

- ・ 後発医薬品の利用率向上などの保険者の努力に応じその負担すべき金額や交付を受けける金額を増減させることや、健康づくり等を行う個人に対するヘルスケアポイント付与等により、保険者、医療保険制度加入者双方の合理的行動を促し、頑張りを引き出す仕組みを拡充・強化する。
- ・ 診療報酬・介護報酬を活用したインセンティブの改革を通じて病床再編、投薬の適正化、残薬管理、医療費の地域差是正等を促す。
- ・ 各府省庁の補助金等について重複や縦割りの弊害を排除し、一体となって地方創生に向けた取組を促す観点から、整理・縮減等を含め改革を行う。
- ・ 関係府省庁が統一的な方針の下、連携して必要な財源を確保し、先駆的事業、優良事業を中心に、地方創生の取組を効果的かつ効率的に支援する新型交付金を創設する。
- ・ 地方自治体が自ら行政の無駄をなくし、創意工夫を行うインセンティブを強化することで、財政健全化の取組や地方創生に向けた取組を従来以上に支援する仕組みとする。こうしたことを踏まえ、地域経済の再生など頑張る地方の取組を支援する仕組みの強化、民間活力の活用による効率化等の観点から地方交付税をはじめとした地方財政制度の改革を進める。

(トップランナー方式等を活用し、個人、企業、自治体等の意識と行動の変化を促進)

- ・ 自治体については、自治体間での行政コスト比較を通じて行政効率を見える化し、自治体の行財政改革を促すとともに、例えば歳出効率化に向けた取組で他団体のモデルとなるようなものにより、先進的な自治体が達成した経費水準の内容を、計画期間内に地方交付税の単位費用の積算に反映し(トップランナー方式)、自治体全体の取組を加速する。集中改革期間において、早急に制度の詳細を具体化し、導入時期を明確に示すとともに自治体に準備を促す。
- ・ 優遇措置を講じる場合には、原則として時限を区切った対応とする。

(質の高いサービスを効率的に提供する優良事例を2020年度までに全国展開)

- ・ BPR (Business Process Reengineering) 等を通じて公共サービス業務の改善の優良事例を官民の協力で創出する。定量的な目標の下に進捗管理を行いながら、優良事例に関する情報開示を進め、全国展開を促す。
- ・ 例えば、効果的な予防と介護を実現している自治体の取組を全国に拡大する。
- ・ また、国公立病院の経営改善等について、優良事例の横展開を行う。

(ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍など経済再生に寄与する取組の加速)

- ・ ワーク・ライフ・バランスや女性の幹部登用、女性、若者、高齢者等の就業促進の取組を支援するための施策を計画期間中に着実に実施することにより、企業のインセンティブを強化する。

[III] 公共サービスのイノベーション

行政に対する定量的な評価、評価に基づく業務の効率化に係る取組が十分でなく、それらに関する情報開示も遅れていることを踏まえ、「公共サービスの徹底した見える化（現状、コストと政策効果）」、見える化された情報を用いた「エビデンスに基づくPDC Aの徹底」、「マイナンバー制度の活用やITを活用した業務の簡素化・標準化」を3本柱として、重点的に取り組む。こうした取組により、行財政改革の遅れている国の機関、自治体等の取組を促すとともに、企業等による新サービスの創出を促進する。

(公共サービスの現状、コスト、政策効果等に関する徹底した見える化)

- ・ 現状では、データ情報の形式の制約等から行政コスト等について予算・決算ベースでの横断的分析や時系列分析を行うことが困難なものもある。各府省庁、各自治体の行政経費やストック情報等を比較できるよう、誰もが活用できる形での情報開示を集中改革期間内に抜本的に拡充する。

(エビデンスに基づくPDC Aの徹底)

- ・ 上記の徹底した見える化によって明らかにされる情報等に基づき、各府省庁は行政事業レビュー等において、歳出改革の効果に関する評価をはじめ、各事業の厳格な評価を行うとともに、その結果を公表する。さらに、評価の翌年度予算の要求に際しては、評価結果をどのように反映したか整理し公表する。

(公共サービスに関わる業務の簡素化・標準化)

- ・ 国はガイドラインを示すとともに、地方自治体にも計画的な取組を促し、国・地方自治体、民間企業等が協力し、計画期間中にITを活用した業務の簡素化・標準化を推進する。ITを活用した公共サービスの業務改革及び政府情報システムのクラウド化・統廃合等により、政府情報システムの運用コストの3割減を目指す。
- ・ 地方創生IT利活用推進会議等の取組を通じて、地方創生に資するIT利活用を強力

に推進する。

- ・マイナンバー制度を有効活用し、質の高い公共サービスを効率的に提供する優良事例を全国に展開する。

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

「経済・財政一体改革」は、国民全体が自ら意欲をもって参加する社会改革であることを念頭に以下の取組を強力に推進する。その際、社会保障と地方行財政改革・分野横断的な取組等は、特に改革の重点分野として取り組む。

[1] 社会保障

(基本的な考え方)

社会保障分野については、社会保障・税一体改革を確実に進めつつ、経済再生と財政健全化及び制度の持続可能性の確保の実現に取り組み、世界に冠たる国民皆保険・皆年金の維持そして次世代へ引き渡すことを目指した改革を行う。

改革に当たっては、国民の納得感を醸成し、その参加の下に改革を進める観点から、インセンティブ改革による多様な主体の行動変化による効率化に取り組むとともに、民間の力を最大限活用して関連市場の拡大を実現することを含め、社会保障関連分野の産業化に向けた取組を進める。

また、①自助を基本に公助・共助を適切に組み合わせた持続可能な国民皆保険、②経済成長と両立する社会保障制度、③人口減少社会に合った公平で効率的な医療等の提供、④健康で生きがいのある社会、⑤公平な負担で支え合う制度という基本理念に基づいて取り組む。

増大していく公的社会保障の給付について、効率化・重点化のための改革を行い、経済再生の取組による社会保障財源の增收と併せ、少なくとも、社会保障における次世代への負担の先送りを拡大させないようにする。

安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び（1.5兆円程度）となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度（平成30年度）まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020年度（平成32年度）に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す⁶⁰。

(時間軸)

社会保障・税一体改革を確実に進めるとともに、団塊の世代が後期高齢者になり始める2020年代初め以降の姿も見据えつつ、主要な改革については2018年度（平成30年度）までの集中改革期間中に集中的に取組を進める。2020年度（平成32年度）までの

⁶⁰ 安定的な財源を確保して実施する追加的な歳出増加要因（子ども子育て・家族支援等）については別途考慮する。

検討実施に係る改革工程を速やかに具体化していく中で、予断を持たずに検討する。平成 27 年度からできる限り速やかに取組を進める。

(医療・介護提供体制の適正化)

都道府県ごとの地域医療構想を策定し、データ分析による都道府県別の医療提供体制の差や将来必要となる医療の「見える化」を行い、それを踏まえた病床の機能分化・連携を進める。その際、療養病床については、病床数や平均在院日数の地域差が大きいことから、入院受療率の地域差縮小を行い、地域差の是正を着実に行う。このため、慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制について、医療の内容に応じた制度上の見直しを速やかに検討するとともに、医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化について検討を行う。また、人口構造の変化や地域の実情に応じた医療提供体制の構築に資するよう、地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在等の是正などの観点を踏まえた医師・看護職員等の需給について、検討する。

外来医療費についても、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ、地域差の是正を行う。

これらの取組を進めるため、地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定する。平成 27 年度中に、国において目標設定のための標準的な算定方式を示す。これらの取組を通じて、都道府県別の人一人当たり医療費の差を半減させることを目指す。

医療・介護に関する計画については、中長期的な視野に立った工程管理を行う観点から P D C A マネジメントの実施を進める。

都市・地方それぞれの特性を踏まえ、在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築する。また、人生の最終段階における医療の在り方の検討を行う。かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討する。看護を含む医療関係職種の質評価・質向上や役割分担の見直しを検討する。

改革に取り組む都道府県を重点的に支援する観点からの地域医療介護総合確保基金の平成 27 年度からのメリハリある配分や、医療費適正化計画の進捗状況等を踏まえた高齢者医療確保法⁶¹第 14 条の診療報酬の特例の活用の在り方の検討、機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価、収益状況を踏まえた適切な評価など平成 28 年度診療報酬改定及び平成 30 年度診療報酬・介護報酬同時改定における対応、都道府県の体制・権限の整備の検討等を通じて、都道府県の行う病床再編や地域差是正の努力を支援する。これらの施策について可能なものから速やかに実施する。

(インセンティブ改革)

全ての国民が自らがんを含む生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特

⁶¹ 「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和 57 年法律第 80 号)

定期健診やがん検診の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築することが重要である。

このため、保険者については、国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行補助制度に前倒しで反映する。その取組状況を踏まえ、2018年度（平成30年度）までに保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立、国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映、後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化、医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方など、保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化について制度設計を行う。

個人については、健康づくりの取組等に応じたヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与を行うことにより、国民一人ひとりによる疾病予防、健康づくり、後発医薬品の使用、適切な受療行動を更に促進する。また、個人の健康管理に係る自発的な取組を促す観点から、セルフメディケーションを推進する。

要介護認定率や一人当たり介護給付費の地域差について、高齢化の程度、介護予防活動の状況、サービスの利用動向や事業所の状況等を含めて分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点から、制度的な対応も含めた検討を行う。

民間事業者の参画も得つつ高齢者のフレイル⁶²対策を推進する。「がん対策加速化プラン」を年内をめどに策定し、がん対策の取組を一層推進する。

（公的サービスの産業化）

民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、中小企業も含めた企業による健康経営の取組との更なる連携を図り、健康増進、重症化予防を含めた疾病予防、重複・頻回受診対策、後発医薬品の使用促進等に係る好事例を強力に全国に展開する。

社会保障に関連する多様な公的保険外サービスの産業化を促進する観点から、医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等に取り組む。その際、医療法人や医療関係者が実施可能な業務の範囲など、障壁となっている規制がないか検証し、グレーゾーン解消制度等の活用も含めて必要な対応を検討・実施する。あわせて、事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進する。

介護サービスについて、人材の資質の向上を進めるとともに、事業経営の規模の拡大やICT・介護ロボットの活用等により、介護の生産性向上を推進する。

マイナンバー制度のインフラ等を効率的に活用しつつ、医療保険のオンライン資格確認の導入、医療機関や介護事業者等の間の情報連携の促進による患者の負担軽減と利便性向上、医療等分野における研究開発の促進に取り組む。

⁶² 加齢とともに、心身の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡などの危険性が高くなった状態。

(負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化)

社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに、世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方について検討するとともに、介護保険における高額介護サービス費制度や利用者負担の在り方等について、制度改正の施行状況も踏まえつつ、検討を行う。また、現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図る。このため、社会保障改革プログラム法⁶³に基づく検討事項である介護納付金の総報酬割やその他の課題について検討を行う。

あわせて、医療保険、介護保険とともに、マイナンバーを活用すること等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて、実施上の課題を整理しつつ、検討する。

公的保険給付の範囲や内容について検討した上で適正化し、保険料負担の上昇等を抑制する。このため、次期介護保険制度改革に向けて、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改正の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う。加えて、医療の高度化への対応として、医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて、平成28年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入をすることを目指すとともに、生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方の在り方等について検討する。市販品類似薬に係る保険給付について、公的保険の役割、セルフメディケーション推進、患者や医療現場への影響等を考慮しつつ、見直しを検討する。不適切な給付の防止の在り方について検討を行う。

(薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革)

後発医薬品に係る数量シェアの目標値については、2017年（平成29年）央に70%以上とするとともに、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする。2017年央において、その時点の進歩評価を踏まえて、80%以上の目標の達成時期を具体的に決定する。新たな目標の実現に向け、安定供給、品質等に関する信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など、必要な追加的な措置を講じる。国民負担を軽減する観点から、後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討するとともに、後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等について検討する。あわせて、臨床上の必要性が高く将来にわたり継続的に製造販売されることが求められる基礎的な医薬品の安定供給、成長戦略に資する創薬に係るイノベーションの推進、真に有効な新薬の適正な評価等を通じた医薬品産業の国際競争力強化に向けた必要な措置を検討する。

薬価について市場実勢価格を踏まえた適正化を行うとともに、薬価改定の在り方につ

⁶³ 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）

いて、個々の医薬品の価値に見合った価格が形成される中で、先進的な創薬力を維持・強化しながら、国民負担の抑制につながるよう、診療報酬本体への影響にも留意しつつ、2018年度（平成30年度）までの改定実績も踏まえ、その頻度を含めて検討する。あわせて、適切な市場価格の形成に向け、医薬品の流通改善に取り組む。医療機器の保険償還価格については、機器の流通改善に取り組むとともに、開発力の維持・強化に留意しつつ、適正化を検討する。

かかりつけ薬局の推進のため、薬局全体の改革について検討するとともに、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や医師との連携による地域包括ケアへの参画を目指す。平成28年度診療報酬改定において、調剤報酬について、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証した上で、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化を行い、患者本位の医薬分業の実現に向けた見直しを行う。

診療報酬については、保険医療費が国民負担によって成り立つものであることを踏まえ、改定に当たっては、前回改定の効果・保険医療費への影響の検証を行いその結果を踏まえるとともに、改定の水準や内容について国民に分かりやすい形で説明する。

（年金）

年金については、社会保障改革プログラム法等に基づき、マクロ経済スライドの在り方、短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大、高齢期における職業生活の多様性に応じ一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方、高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し等について、引き続き検討を行う。

（生活保護等）

足下の経済雇用情勢を踏まえ、就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組むとともに、生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化を行う。さらに、平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、その制度全般について予断なく検討し、必要な見直しを行う。

平成27年度から全国で施行された生活困窮者自立支援制度について、質の高い支援が適切に提供されるよう、その着実な推進を図る。

雇用保険の国庫負担の当面の在り方について、国庫負担について規定した平成23年改正による雇用保険法附則第15条の規定⁶⁴、経済雇用情勢の好転、雇用保険財政の状況、これまでの経緯、公労使での議論も踏まえ、検討する。

⁶⁴ 「雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。」（雇用保険法（昭和49年法律第116号）附則第15条）

[2] 社会資本整備等

(基本的な考え方)

社会資本や公共施設の整備や管理・運営については、経済再生と財政健全化の双方に資するよう、中長期的な見通しの下、マネジメントを含めた効率化を図りながら、計画的に推進する。

社会資本の整備については、既存施設やソフト施策の最大限の活用を図りつつ、国際競争力の強化、国土強靭化、防災・減災対策、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などの分野について、人口減少等の社会構造の変化を踏まえ、選択と集中の下、ストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組を進める。また、これらの重点分野については、優先度・時間軸を明確化し、国土形成計画、社会資本整備重点計画等に反映する。

一方、公共施設の管理・運営については、人口減少・高齢化を反映して、生産性・効率性の高いまちづくりを目指し、生活密着型施設の統廃合やネットワーク化を進める等、必要な機能を維持しつつストック量を適正化していく。また、老朽化した施設・設備の適切な維持管理・更新によってその費用の増加をできる限り抑制するとともに、ファシリティマネジメントを通じ公共サービスの産業化を進める。

あわせて、コンセッションなど多様なPPP／PFI手法を活用し、コスト抑制を図りつつ、民間の資金やノウハウが活かされる新たなビジネス機会を拡大する。

(時間軸)

主要な改革については2018年度（平成30年度）までの集中改革期間中に集中的に取組を進める。重点分野については、東京大会等を含めた中長期的な見通しの下、優先度・時間軸を明確化し、平成27年度中に策定される社会資本整備重点計画等に反映する。PPP／PFIについては、「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」⁶⁵に係るコンセッションの集中強化期間（平成28年度まで）の目標実現を目指すとともに、これを踏まえて平成34年度までに10～12兆円となっている同プラン全体の現行目標の更なる拡充を目指す。地方公共団体の公共施設等については、固定資産台帳の整備、地方公会計の導入を進め、平成28年度末までの公共施設等総合管理計画の策定に向けた取組を加速する。

(賢く使う観点からの取組)

ストック適正化、維持管理・更新費の増加の抑制に向けて、まずは地方公共団体における固定資産台帳の整備、地方公会計の導入を進め、行政コスト情報等を各地方公共団

⁶⁵ 「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）

体や住民自らが容易に比較できる形となるよう整備する。また、公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、コストの公開、住民の意向把握、利用者負担の検討等を行う。あわせて、関係府省庁・地方公共団体が適切な連携を図り、施設の集約・縮減にまで踏み込んだ同計画の策定や、国公有財産の最適利用を加速するとともに、コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新を行う。その際、生活密着型施設の統廃合や福祉拠点化など用途転換を含む既存施設の最大限活用や、既存資産の売却益の再投資の取組拡大を図るとともに、メンテナンス産業の育成・拡大等を進める。また、公共施設等総合管理計画の実施については、財政支援における同計画策定の要件化、地方財政措置の改善等を通じ、ストック適正化に向けて国が積極的な役割を果たす。さらに、既存のインフラネットワークの最適利用を図る。

(選択と集中、担い手確保及び建設生産システムの省力化・効率化)

社会資本整備について、民需誘発効果や投資効率の高いインフラ、国際競争力を強化し経済成長に寄与するインフラ（首都圏空港・国際コンテナ戦略港湾・首都圏3環状道路をはじめとする大都市圏環状道路等）や国土強靭化、防災・減災、地域活性化等に資するインフラ等に重点化を図る。新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにすることにより、人口減少の下でも適切なものかどうかを評価する。その際、東京大会等を含めた実施時期や規模等の中長期的な見通しの下で、民間事業者等へ情報発信しながら、計画的な整備を行う。

また、社会資本整備等を支える技術者、技能労働者等が不足することなく、中長期的な担い手として役割を果たせるよう、建設産業の海外展開の支援も図りつつ、技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、若者や女性の活躍の推進、新技術・新工法の活用や施工時期等の平準化、技能・経験に応じた効率的な人材配置など建設生産システムの省力化・効率化等を推進する。

(民間能力の活用等)

民間の資金・ノウハウを活用し、効率的なインフラ整備・運営やサービス向上、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の実行を加速する。このため、日本版「資本のリサイクル」として、コンセッションや公的不動産の利活用、公共施設の集約化や複合利用、公共施設集約に伴う余剰地の売却再投資などの公的ストックの有効活用、包括的民間委託や上下水道など複数分野の一体的な管理委託など、多様なPPP／PFI手法の積極的導入を進め、民間ビジネスの機会を拡大する。

PPP／PFIの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP／PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、そ

の状況を踏まえつつ、適用拡大していく。その一環として、通常の公共施設整備・運営とのイコールフッティングの更なる確保等コンセッションをはじめとするPPP／PFIの円滑な導入に資する環境整備を進めるとともに、それらの地方公共団体等への周知を図る。また、会計・税務等の高度な専門家チームの派遣やPFI手続の一層の簡素化を行うなど、地方公共団体の案件形成促進に向けて事業フェーズに応じた切れ目ない支援を図る。さらに、PPP／PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォームについて、全国的な体制整備を計画的に推進し、地域の産官学金による連携強化、優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上等を図る。PPP／PFIを活用して行う地方創生の深化について検討する。

[3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等

これまで地方においても様々な改革努力を行ってきたが、地方歳出の多くが法令により義務付けられている経費や国の補助事業であることから、制度の見直しなど、国の歳出改革を確実に実行していくことが地方の歳出改革にとっても不可欠である。一方で次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくため、人口減少等を踏まえ、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行う。

その際、従来の仕組みを踏襲することへの危機意識を国・地方ともに共有し、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」を内容とした歳出改革・効率化と利用者のニーズを踏まえたサービス向上の両立に取り組む必要がある。そのため、人口減少などの社会構造の変化を踏まえ、歳出増加を前提とせず、国・地方ともに徹底的な抑制や債務の圧縮に取り組む必要がある。このため、限られた財政資源を効率的に活用するよう制度や仕組みを転換し、また、公共サービスに関する情報の「見える化」を図りながらエビデンスに基づくPDCAを徹底する。さらに、引き続き赤字国債によるファイナンスが必要となるが、赤字国債発行の仕組みも「経済・財政一体改革」の推進を促すものとする必要がある。

(時間軸)

地方自治体の歳出改革・効率化の取組の加速のための仕組み構築や官民連携による優良事例の創出・全国展開など主要な改革については、2018年度（平成30年度）までの集中改革期間中に集中的に取組を進める。「世界最先端IT国家創造宣言」に基づき、2021年度（平成33年度）までをめどに、国において政府情報システムのクラウド化と運用コスト低減（3割減）を目指す。ストック情報（固定資産台帳を含む地方公会計、公共施設等総合管理計画等）を集中改革期間内に整備し開示する。

(地方行財政改革の基本的な考え方等)

分野横断的な取組を進めるとともに、地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組みの充実、国と地方で基調を合わせた歳出改革・効率化、地方自治体の経営資源の有効活用を進める。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保するこ

とを前提として、上記の観点から地方交付税制度の改革に取り組む。

一方で、別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。

(地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組み)

地方自治体が自ら地域の活性化や歳出改革・効率化及び歳入改革などの行財政改革等に創意工夫を行いうんセンティブを強化するとともに、頑張る地方を従来以上に支援する仕組みへシフトする観点から以下の取組を一体として行う。さらに、地方の税収増が見込まれる中、「税制抜本改革法」⁶⁶を踏まえ、地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずるとともに、地方自治体が自主性を発揮できるよう課税自主権の拡充を図る。

地域の活性化に向け、従来の国庫支出金等の在り方を見直すとともに、地方創生の取組を効果的かつ効率的に支援するため関係府省庁が統一的な方針の下連携して必要な財源を確保することにより新型交付金を創設・活用する。民間の大胆な活用による公的サービスの産業化、協働の取組を進める。また、頑張る地方を支援できるよう、地域の活性化、歳出改革・効率化及び歳入改革などの行財政改革、人口減少対策等の取組の成果を一層反映させる観点から計画期間中のできるだけ早期に地方交付税をはじめとした地方財政制度の改革を行う。

(国と地方を通じた歳出効率化・地方自治体の経営資源の有効活用)

国が直接執行する歳出の効率化はもとより、地方の歳出効率化の妨げとなっている国の法令や制度等の改革を進めるとともに、地方においても歳出改革・効率化に取り組む。

具体的には、以下の取組を推進する。

- ・ 社会保障、社会資本整備など国が法令や国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野について、パフォーマンス指標を「見える化」し、関係法令等を見直す。それを踏まえ、国庫支出金や地方交付税の配分等を見直す。また、BPRの手法を活用した業務改革モデルプロジェクトの実施による官民協力した優良事例の創出と全国展開、公共サービスイノベーションにおける優良事例の全国展開を加速する。
- ・ 地方単独事業について、過度な給付拡大競争を抑制していくための制度改革⁶⁷を進める。
- ・ 地方独立行政法人を含む地方においても効率的で質の高いサービスを提供するため、民間の大胆な活用の観点から市町村で取組が遅れている分野や窓口業務などの専門性は高いが定型的な業務の適正な民間委託の取組の加速をはじめ、公共サービスの広域化、共助社会づくりなど幅広い取組を自ら進める。その際、窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数を2020年度（平成32年度）までに倍

⁶⁶ 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）

⁶⁷ 国が果たすべき役割の範囲を制度上明確にする際、地方自治の原則に十分配慮する。

増させる。

- ・ 地方財政をめぐる厳しい状況を踏まえ、公営企業については、計画期間内に廃止・民営化や広域的な連携等も含めた抜本的な改革の検討を更に進め、経営戦略の策定等を通じ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。また、第三セクターについても、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を踏まえた取組を推進するとともに、優良事例の全国展開を図る。地方交付税のセーフティーネット機能を維持しつつ、例えば歳出効率化に向けた取組で他団体のモデルとなるようなものにより、先進的な自治体が達成した経費水準の内容を基準財政需要額の算定に反映すること等によって、地方の歳出効率化を推進する。
- ・ 地方交付税制度の改革に合わせて、留保財源率については必要な見直しを検討する。
- ・ 2018年度（平成30年度）までの集中改革期間に、自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等（公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備、公営企業会計の適用拡大、地方交付税の各自治体への配分の考え方・内訳の詳細・経年変化など）の「見える化」を徹底して進め、誰もが活用できる形での情報開示を確実に実現する。また、業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で開示する。

（ＩＴ化と業務改革）

国・地方（独立行政法人を含む。）を通じた横断的な取組として、行政のＩＴ化に対する国民の信頼が確保されるよう、徹底したサイバーセキュリティ対策を講じつつ、マイナンバー制度の導入を突破口に更なるＩＴ化と業務改革を図る。国においては、オンラインサービス改革、各府省庁の主要業務の効率化・省力化等の業務改革、政府情報システムのクラウド化・統廃合等に取り組む。また、政府情報システムの運用コスト低減を進める。地方公共団体においても業務の簡素化・標準化、及びそれらと併せた自治体クラウドの積極的展開など、業務改革の抜本的な取組を加速化し、行政コスト低減を図る。

（行政改革への取組）

公共サービスに関する情報を「見える化」し、エビデンスに基づくＰＤＣＡサイクルを抜本的に強化する。各府省庁は行政事業レビューにおいて、定量的な成果目標の設定を徹底し、基金事業を含む各事業の一層厳格な自己点検を行う。行政改革推進会議においては府省横断的・継続的な検証を推進する。国・地方の公務員人件費について、給与制度の総合的見直し等を着実に進めることにより総額の増加を抑制していく。

[4] 文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等

[1]から[3]の主要歳出分野のほか、文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等を含め、歳出改革を聖域なく進める。

次世代のための「人への投資」を行って、「富の継続的創造」を図るという観点から財政の「質の改善」を図り、現下の課題に対応するための長期的な成長を見据えたワイス

スペンディングとし、メリハリをつける中で、必要な課題に対応する。

(文教・科学技術)

文教・科学技術分野については、①少子化の進展を踏まえた予算の効率化、②民間資金の導入促進、③予算の質の向上・重点化、④エビデンスに基づくP D C Aサイクルの徹底を基本方針として、以下の改革を進める。

少子化の進展を踏まえた予算の見直しについては、地域コミュニティの核としての学校の役割及び統合困難な小規模校等の活性化や休校した学校の活用・再開の観点⁸⁸に留意しつつ、学校統廃合については時限的な教員加配等を通じた支援の拡充、I C Tを活用した遠隔授業拡大、国立大学法人運営費交付金等の重点配分による大学間の連携や学部等の再編・統合の促進を図る。また、少子化の進展及び小規模化した学校の規模適正化の動向を踏まえ、国が各都道府県等に教職員定数の見通しを示し、これに基づき計画的に教職員を採用・育成・配置する。

民間資金の導入促進については、民間資金の獲得割合の上昇を一つの指標として、国立大学法人運営費交付金を重点配分するインセンティブを導入するほか、全府省庁の応用研究向けの研究費制度について企業の拠出を求めるマッチング・ファンド型制度の適用を加速し、大学について民間との共同研究など財源の多様化を図るとともに、国立大学法人に対する個人からの寄附金について、国立大学法人運営費交付金等の効率化・重点化と併せて、所得控除と税額控除の選択制を導入することについて検討する。また、クロスアポイントメント制度を通じた有能な人材の流動化、大学・研究機関と企業をつなぐマッチングプランナー制度等の活用を推進する。

予算の質の向上・重点化については、大学改革と競争的研究費改革を一体的に推進するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能を強め、各府省庁の予算の重点化、重複排除と連携による効率化を徹底する。また、研究者等による研究設備の共用を原則化するとともに、府省庁を超えた複数の研究費の合算使用を促進することにより、研究費の効率的使用を推進する。

政策の効果について科学的な手法に基づき予算と成果をチェックするなど、エビデンスに基づいたP D C Aサイクルを徹底する。

(外交、安全保障・防衛)

ODAについては、諸外国に比して厳しい財政状況等を勘案し、重要な外交手段の一つとして適正・効率的かつ戦略的活用に取り組む。民間部門等の資源を活用するとともに、ODAが民間部門の経済活動を拡大するための触媒としての機能を果たすよう努める。また、国際機関への拠出については、評価の基準・指標を明らかにした上で、拠出を行っている国際機関全般に対して、多面的・定量的な評価を行い、拠出の妥当性を検証する。

⁸⁸ 14ページの関連記述を参照。

防衛力の整備については、「中期防衛力整備計画」に基づき、効率的に整備する。その際、ライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化等の調達改革を進め、費用対効果の向上を図る。

[5] 歳入改革、資産・債務の圧縮

(1) 歳入改革

① 歳入増加に向けた取組

(基本的考え方)

「デフレ脱却・経済再生」を加速することにより、経済成長と税収増をより確実なものとする。あわせて、「経済構造の高度化、高付加価値化」等を通じた歳入増を実現する。

(改革の基本方針)

- i) 経済活動に占める民間シェア向上による課税ベースの拡大等に伴う税収拡大の実現
 - ・ 企業の新陳代謝、労働の移動を促進する取組を強化することにより、企業収益と就業者の所得の増加を支える。こうした取組による「経済構造の高度化、高付加価値化」を通じて新たな税収増を実現する。
 - ・ 「公的サービスの産業化」や「公共サービスのイノベーション」により、経済全体に占める企業等民間のシェアが向上し、課税ベースが拡大することで、新たな税収増を生み出す。
- ii) 課税等インフラの整備
 - ・ マイナンバー制度を活用し、徴税コストの削減を図るとともに、担税力を適切に捕捉するため、金融及び固定資産情報（登記及び税情報を含む。）と所得情報をマッチングするなど、マイナンバーをキーとした仕組みを早急に整備するとともに、税・社会保険料徴収の適正化を進める。
- iii) 税外収入の確保
 - ・ 国・地方が保有する各種資産の有効活用、不要な資産の売却等により、税外収入についても安定的に確保していく。

② 税制の構造改革

(基本的考え方)

人口動態、世帯構成、働き方・稼ぎ方など、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。その中で、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する。特に、i) 夫婦共働きで子育てをする世帯にとっても、働き方に中立的で、安心して子育てできる、ii) 格差が固定化せず、若者が意欲をもって働くことができ、持続的成長を担える社会の実現を目指す。

このため、以下の基本方針を踏まえ、具体的な制度設計について速やかに検討に着手

し、税制の見直しを計画期間中、できるだけ早期に行う。その際、今後の改革の中心となる個人所得課税については、税収中立の考え方を基本として、総合的かつ一体的に税負担構造の見直しを行う。

(改革の基本方針)

i) 成長志向の法人税改革

- ・ 現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。
- ii) 低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し
 - ・ 年齢ではなく経済力を重視する一方、成長の担い手である若い世代を含む低所得層に対しては、社会保障給付制度との整合性を勘案しつつ総合的な取組の中で、勤労意欲を高め、安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しする観点から税負担構造及び社会保険の負担・適用構造の見直しを進める。

iii) 働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保

- ・ 女性の活躍推進・子ども子育て支援の観点等を踏まえつつ、多様化する働き方等への中立性・公平性をより高めるため、早期に取り組む。

iv) 世代間・世代内の公平の確保等

- ・ 年齢ではなく所得や資産などの経済力を重視しつつ、世代間・世代内の公平を確保する。
- ・ 資産格差が次世代における子女教育などの機会格差につながることを避ける必要があること、また、老後扶養の社会化が相当程度進展している実態の中で遺産の社会還元といった観点が重要となっていること等を踏まえた見直しを行う。

v) 地域間の税源の偏在是正

- ・ 地方が自らの責任で地方創生に取り組むためには税財源が必要との考えの下、引き続き税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する。

(2) 資産・債務の圧縮

国、地方が保有する資産（特別会計等を含む。）の有効活用、不要な資産の売却等を進める。売却収入は、債務の償還又は震災復興など追加的に発生する歳出増加要因に有効に活用する。これにより、資産、債務それぞれを圧縮し、その対GDP比をできるだけ抑制する。

第4章 平成28年度予算編成に向けた基本的考え方

1. 経済財政運営の考え方

[1] 経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方

我が国経済は、緩やかな景気回復基調が続いている。

平成27年度においては、経済の好循環を確かなものとし、地方にアベノミクスの成果を広く早く行き渡らせていくため、引き続き予算の早期執行等に取り組む。また、賃金上昇を定着させるとともに投資を促進するための環境整備に取り組む。こうした取組により、雇用・所得環境が引き続き改善し、好循環が更に進展するとともに、交易条件も改善する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれる。

平成28年度においては、世界経済の回復が引き続き期待される中、上述の経済財政運営の考え方に基づく施策の推進により、民需に支えられた、雇用や所得の増加を伴う景気回復が続くことが期待される。

ただし、先行きのリスクとして、海外景気の下振れや金融資本・商品市場の動向等に留意する必要がある。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

[2] 中長期的な経済財政の展望を踏まえた取組

2020年度（平成32年度）の財政健全化目標に向けて、第3章で定める計画に沿って、経済財政運営を行っていく。相互に密接に連関する経済と財政について中長期的に一体的かつ整合的に展望しつつ、毎年度の予算は、経済再生と財政健全化の双方を実現する道筋を踏まえて、編成される必要がある。

経済再生と財政健全化の双方を実現するため、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」の取組を推進する。歳出全般にわたり、安倍内閣のこれまでの取組を強化し、聖域なく徹底した見直しを進める。また、地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。改革初年度に当たる平成28年度予算から手を緩めることなく、歳出改革等を大きく前進させる。

また、「平成28年度予算編成の基本方針」は、第3章で定める計画に沿って策定する。

平成29年4月の消費税率引上げに向けては、その円滑な実施に必要となる経済環境を整える。

2. 平成28年度予算編成の基本的考え方

平成28年度予算編成に当たっては、「経済・財政一体改革」を大きく進展させるため、各府省庁の予算に「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」をはじめとする第3章に掲げる計画の基本的考え方によるった歳出

改革を反映する。

社会保障については、社会保障・税一体改革を確実に進めるとともに、予定された取組の前倒し実施も含め、できる限り速やかに検討・取組を進める。インセンティブ改革による多様な主体の行動変化による効率化及び公的サービスの産業化について、順次着手する。平成28年度診療報酬改定を含め、適正な給付と負担の在り方について検討を進める。

社会資本整備については、国際競争力の強化、国土強靭化、防災・減災対策、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などの分野について、人口減少などの社会構造の変化を踏まえ、選択と集中の下、ストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組を進める。また、公共施設について、生活密着型施設の統廃合等によりストック量の適正化を進めるとともに、コンセッションなど多様なPPP/PFI手法を活用し、コスト抑制を図りつつ、民間の資金やノウハウが活かされる新たなビジネス機会を拡大する。

地方財政については、国庫支出金等を見直すとともに、地方創生予算への重点化を行うことにより新型交付金を創設・活用し、地方創生の深化を図る。地方交付税制度において頑張る地方自治体を支援する算定を強化・推進する。

また、国・地方を通じた歳出効率化に資する優良事例の創出・全国展開をできる限り速やかに進める。

その他の分野においても、無駄を排除し、厳しい優先順位付けを行い、メリハリのついた予算とする。

歳入面においては、課税ベースの拡大等による税収拡大の実現、課税等インフラの整備、税外収入の確保を着実に進める。

これらの取組により、できる限りのPBの改善を実現する。

「集中改革期間」中の所期の改革効果を実現するため、専門調査会において改革の進捗状況を適切に管理、点検、評価する。